



## 平成 22 年度独立行政法人都市再生機構 事業評価監視委員会の開催等について

独立行政法人都市再生機構では、平成 23 年 2 月 28 日に平成 22 年度第 4 回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせします。

### 記

#### 1 . 平成 22 年度第 4 回事業評価監視委員会の開催概要

##### (1) 開催日等

日 時：平成 23 年 2 月 28 日（月） 15:00～17:30

開催場所：独立行政法人都市再生機構 新宿アイランドタワー 15 階大会議室

##### (2) 事業評価監視委員会委員（敬称略・五十音順）

- ・井上 繁（常磐大学コミュニティ振興学部長）
- ・岩沙 弘道（三井不動産株式会社代表取締役社長）
- ・金安 岩男（慶應義塾大学環境情報学部教授）
- ・岸井 隆幸（日本大学理工学部教授）
- ・黒川 洸（委員長代理）（東京工業大学名誉教授）
- ・定行 まり子（日本女子大学家政学部教授）
- ・只腰 憲久（財団法人東京都新都市建設公社理事長）
- ・巽 和夫（委員長）（京都大学名誉教授）
- ・奈良 道博（弁護士）

なお、巽委員長及び岸井委員は欠席。

##### (3) 議事

委員長欠席に係る職務の代理について

本委員会の議事内容等について

審議事項（事業評価）の説明

- ・再評価実施事業の対応方針案について…【別紙 1】(1)のとおり
- ・事後評価実施事業の対応方針案について…【別紙 1】(2)のとおり

審議及び意見具申

都市再生機構事業評価監視委員会都市再生事業実施基準検討等専門部会からの報告について...【別紙2】のとおり

審議事項（都市再生事業実施基準適合検証）の説明

- ・都市再生事業実施基準の適合検証結果について...【別紙3】のとおり

審議及び意見具申

#### (4) 議事概要

委員長欠席に係る職務の代理について

異委員長の急病による欠席のため、独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会規程第3条第6項の規定により、黒川委員長代理が委員長職務代理として本委員会の議事運営を行うこととなった。

本委員会の議事内容等について

今回の議事の概要について説明を行った。

審議事項（事業評価）の説明

- ・再評価実施事業の対応方針案について

再評価実施事業4件に関して、事業目的、事業の実施環境等の概要、対応方針案及び対応方針案決定の理由について、都市機構から説明した。

- ・事後評価実施事業の対応方針案について

第2回委員会で抽出された事後評価実施事業2件に関して、事業目的、事業の実施環境等の概要、対応方針案（今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性の有無並びにその根拠）、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等（当該事業からの知見等）について、都市機構から説明した。

審議及び意見具申（審議結果）

上記の説明が行われたのち、「再評価実施事業の対応方針案について」は【別紙1】(1)のとおり、また、「事後評価実施事業の対応方針案等について」は【別紙1】(2)のとおり、意見具申があった。

都市再生機構事業評価監視委員会都市再生事業実施基準検討等専門部会からの報告について

事業評価監視委員会都市再生事業実施基準検討等専門部会の開催概要について、専門部会並びに都市機構から説明を行った。

審議事項（都市再生事業実施基準適合検証）の説明

- ・都市再生事業実施基準の適合検証結果について

都市再生事業実施基準の適合検証対象事業3件に関して、事業の実施概要等及び

適合検証結果について、都市機構から説明した。

審議及び意見具申（審議結果）

上記の説明が行われたのち、【別紙 3】のとおり、検証結果に係る意見具申があった。

2. 事業評価実施事業の対応方針

（平成 23 年 3 月 16 日 都市機構にて決定）...【別紙 4】のとおり

3. 事業評価監視委員会提出資料等の公開

平成 23 年 4 月上旬を目途に都市機構支社等にて閲覧に付す。

お問い合わせは下記へお願いします。

【事業評価について】

本社 経営企画部 投資管理室

（電話）045 - 650 - 0384

【事業実施基準適合検証について】

本社 都市再生企画部 企画第 2 チーム

（電話）045 - 650 - 0465

本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当

（電話）045 - 650 - 0887

【別紙 1】

平成22年度第4回事業評価監視委員会の審議の概要

(1) 再評価実施事業の対応方針とそれに対する委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案	左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
		理由及び事業中止に伴う事後措置の内容	
<small>おおてまち</small> 大手町地区 〔土地区画整理事業〕	東京都 千代田区	事業継続  (理由) ・当初計画のとおり、平成25年度換地処分に向け、着実な進捗が見込まれることから「事業継続」。	対応方針案のとおり
<small>ちばほくぶ</small> 千葉北部地区 (公共下水道) 〔特定公共施設整備事業〕	千葉県 印西市	事業継続  (理由) ・当該事業は、大規模宅地開発に伴う下水の発生に対応するための管渠整備であり、これらの整備により開発宅地への浸水被害に対する安全性と良好な生活環境の確保が期待できる。また、残事業も平成25年度完成予定であることから「事業継続」。	対応方針案のとおり
<small>ながれやましんしがいち</small> 流山新市街地地区 (公共下水道) 〔特定公共施設整備事業〕	千葉県 流山市	事業継続  (理由) ・当該事業は、一体型特定土地区画整理事業に伴う下水の発生に対応するための管渠整備であり、これらの整備により開発宅地への浸水被害に対する安全性と良好な生活環境の確保が期待できる。また、残事業も平成25年度完成予定であることから「事業継続」。	対応方針案のとおり
<small>かつらぎ かやまる</small> 葛城・萱丸地区 (公共下水道) 〔特定公共施設整備事業〕	茨城県 つくば市	事業継続  (理由) ・当該事業は、一体型特定土地区画整理事業に伴う下水の発生に対応するための管渠整備であり、これらの整備により開発宅地への浸水被害に対する安全性と良好な生活環境の確保が期待できる。また、残事業も平成25年度完成予定であることから「事業継続」。	対応方針案のとおり

(2) 事後評価実施事業の対応方針とそれに対する委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案等		左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
<p>よこはまほくぶしんとし 横浜北部新都市 だいいち だいに 第一・第二地区 (港北ニュータウン) [土地区画整理事業]</p>	<p>神奈川県 横浜市</p>	<p>今後の事後 評価の必要性</p>	<p>無 ・今回の事後評価により、当事業の目的である、健全かつ良好な居住環境を有する市街地の整備を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できたため、今後の事後評価は必要としない。</p>	<p>対応方針案のとおり</p> <p>社会経済状況の変化に、より対応した仕組みの検討に努めること。</p>
		<p>改善措置 の必要性</p>	<p>無 ・事業により、公共施設の整備や利便施設の立地など良好な居住環境を有する市街地が形成されており、事業目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。</p>	
		<p>同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等 (当該事業からの知見等)</p>	<p>・ 当地区は、都市のスプロール防止及び急激な人口増に対応したニュータウン開発を目的として事業を開始し、その後の社会情勢の変化に対応して土地利用計画を見直すこと等で多機能複合都市の形成を図り、郊外部のニュータウン開発の先導的な役割を果たした。</p> <p>・ 当地区の開発にあわせ、横浜市営地下鉄3号線、同4号線及び第三京浜道路都筑IC等の広域インフラが整備されるとともに、バス路線も拡充される等、地域の交通ネットワークの形成に寄与した。</p> <p>・ 当地区で行われた申出換地は、土地利用を計画的に配置させるとともに、権利者の土地活用意向を最大限に引き出すこと、及び権利者の将来の生活再建対策に資することを目的とした手法であり、この新たな換地手法は、その後各地区で採用されるモデルケースとなった。</p> <p>・ 当地区では、地区内の緑道を骨格として、公園や民有地の斜面樹林などを連結し貴重な緑の資源を保存すると同時に、これらを地区の空間構成の要とすることで魅力あるまちづくりを行い、その後の開発事業に大きく影響を与えた。</p>	

地区名	所在地	対応方針案等		左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
<small>やくいんおおどおりにし</small> 薬院大通り西地区 [市街地再開発事業]	福岡県 福岡市	今後の事後 評価の必要性	無 ・今回の事後評価により、当事業の目的である、都市型住宅供給等による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できるため、今後の事後評価は必要としない。	対応方針案のとおり  社会経済状況の変化を踏まえつつ、事業の目的に配慮した管理運営体制の仕組みの構築が今後必要。
		改善措置 の必要性	無 ・事業により、良好な複合市街地が形成されており、事業目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。	
		同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等 (当該事業からの知見等)	当地区では、社会経済情勢の急激な変化に伴い、民間での事業実施が困難な状況下において、当時の公団が参画したものであり、以下の取り組みを行った。  ・良質な都市型住宅の供給(再開発事業により公団賃貸住宅の円滑な建て替えを行い、都心居住を推進) ・高齢化社会に対応した福祉・医療施設の導入 ・生活利便性の向上に資する生活支援施設の導入 ・地下鉄七隈線開業にあわせ、新駅の出入り口を設置、市営駐輪場を整備、また都市計画道路の拡幅など公共施設を整備 ・特定業務代行制度を活用し、適切に民間を誘導  これらは、機構による都市再生の先導的な取り組みであり、今後も、このような都市再生事業に積極的に取り組んでいきたい。	

## 【 別 紙 2 】

### 事業評価監視委員会都市再生事業実施基準検討等専門部会の開催概要

以下の通り、同専門部会を開催した。

#### 第四回同専門部会

開 催 日:平成22年12月24日(金)10:00～12:00

議 題:

都市再生事業実施基準の明確化について(パブリックコメント案について)  
トータル・リスクコントロールの検討について  
情報開示及び事業評価方法についての検討

出席委員:黒川部会長、只腰副部会長、安念委員、谷口委員、高木委員、草野委員、  
土居委員、船岡委員

#### 第五回同専門部会

開 催 日:平成23年2月14日(月)15:00～17:00

議 題:

業務方法書の改正案について  
トータル・リスクコントロールの検討について  
情報開示及び事業評価方法についての検討

出席委員:黒川部会長、只腰副部会長、安念委員、谷口委員、高木委員、草野委員、  
船岡委員

以 上

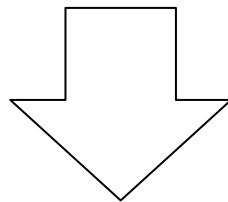
【別紙 3】

都市再生事業実施基準の適合検証結果とそれに対する委員会の評価

地 区 名	田町駅東口北地区																																			
	所 在	東京都港区芝浦1丁目、3丁目																																		
	事 業 手 法	土地区画整理事業(個人施行同意型)																																		
	地 区 面 積	7.7ha																																		
採 択 年 度	平成20年度																																			
地 区 の 概 要	位 置 ・ 交 通 条 件	JR山手線「田町」駅 徒歩1～4分																																		
	従 前 の 状 況	【用途地域等】 準工業地域(60/400)、商業地域(80/500、一部) 【権 利 者 数】 4名(港区、東京ガス(株)、東京電力労組、東京モルレル) 【既存家屋数等】 幼稚園・小学校、港区支所、スポーツセンター他 【土地利用状況】 港区施設(上記)、研究所跡地、公園等																																		
	事 業 の 緯 経	平成16年8月 都市・居住環境整備重点地域に指定 平成18年9月 「品川周辺地区都市・居住環境整備基本計画」の公表 平成19年10月 港区による「田町駅東口北地区街づくりビジョン」の公表 平成20年6月 港区による公共公益施設基本構想の公表 平成21年5月 港区による公共公益施設基本計画の公表 平成22年1月 港区による公共公益施設基本設計の公表 平成22年3月 港区・東京ガスからの施行要請																																		
	そ の 他	-																																		
計 画 諸 元	<p>事業計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「田町駅東口北地区街づくりビジョン」を受け、大規模敷地の土地利用転換にあわせ、土地区画整理事業等による基盤整備等の実施により、民間投資を誘発し、商業・業務等の複合拠点と公共公益施設の形成を図る。</li> </ul> <p>土地利用計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公共用地</th> <th colspan="2">従前</th> <th colspan="2">従後</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>割合</th> <th>面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>1.6ha</td> <td>20.4%</td> <td>1.6ha</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>0.5ha</td> <td>6.0%</td> <td>0.7ha</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.0ha</td> <td>26.4%</td> <td>2.3ha</td> <td>29.6%</td> </tr> <tr> <td>宅 地</td> <td>5.7ha</td> <td>73.6%</td> <td>5.4ha</td> <td>70.4%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7.7ha</td> <td>100.0%</td> <td>7.7ha</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		公共用地	従前		従後		面積	割合	面積	割合	道路	1.6ha	20.4%	1.6ha	20.8%	公園	0.5ha	6.0%	0.7ha	8.8%	計	2.0ha	26.4%	2.3ha	29.6%	宅 地	5.7ha	73.6%	5.4ha	70.4%	合 計	7.7ha	100.0%	7.7ha	100.0%
公共用地	従前			従後																																
	面積	割合	面積	割合																																
道路	1.6ha	20.4%	1.6ha	20.8%																																
公園	0.5ha	6.0%	0.7ha	8.8%																																
計	2.0ha	26.4%	2.3ha	29.6%																																
宅 地	5.7ha	73.6%	5.4ha	70.4%																																
合 計	7.7ha	100.0%	7.7ha	100.0%																																



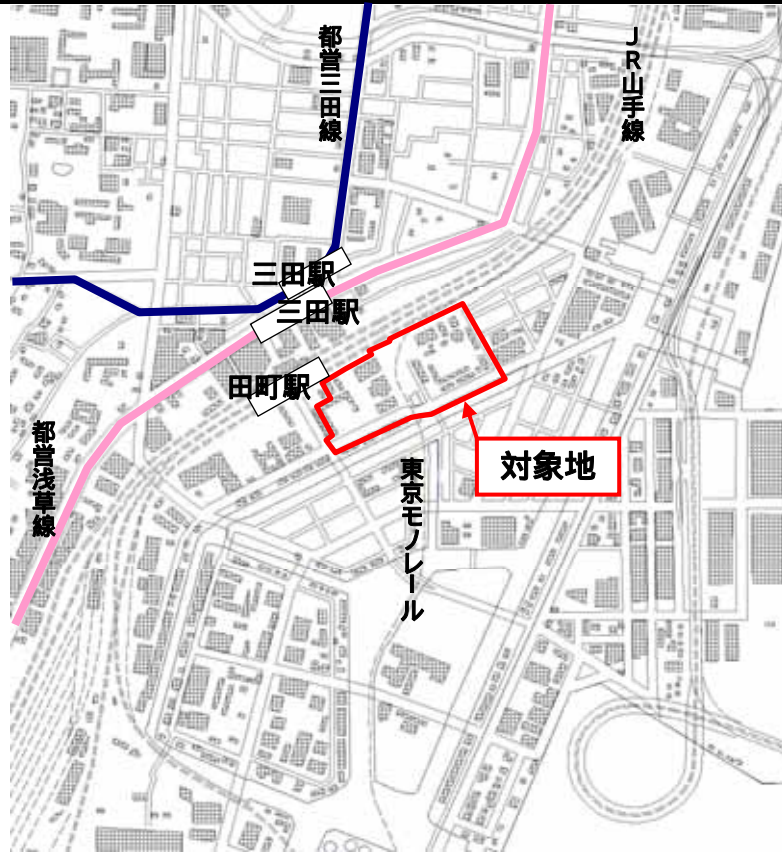
事業実施基準の適合状況	政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因	政策的意義	<p>基準細則第1条第1項第1号ロ(拠点形成)に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当地区は都市・居住環境整備重点地域に位置づけられ、「環境モデル都市づくり、千客万来の都市づくり、東京サウスゲートの形成に向けたまちづくりを推進する(都市・居住環境整備基本計画)」とともに「水辺や緑を感じられる、環境と共生した魅力的な複合市街地の形成(港区まちづくりマスタープラン)」を目指すこととされている。</li> <li>・ 本事業は、港区が策定した「街づくりビジョン」の実現に向け、大規模敷地の土地利用転換にあわせ、基盤整備(道路整備、都市計画公園整備等)を実施し、業務、商業、文化・交流、スポーツ・健康増進・医療、公共サービス・防災機能等の公共公益機能を備えた複合市街地の拠点形成を図る事業。</li> </ul>	適合
	民間のみでは実施困難な要因		<p>基準細則第1条第1項第2号 二(中立性・公共性)に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業は、区有地と民間事業者用地との土地交換を前提とした事業であり、地区内には公共団体及び民間事業者という属性の異なる権利者が存在する。</li> </ul> <p>このため、関係者間の合意形成のためには中立・公平な立場で事業推進に向けた調整を行うことが必要とされ、公的機関としての関与が求められている。</p>	適合
	地方公共団体の意向		港区から土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。	適合
	地権者等の意向		土地所有者である東京ガス(及び港区)から土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。	適合
	事業の採算性		事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保されている。	適合
	適切な民間誘導		基盤等の整備後の土地において売却する保留地は発生しないが、地権者が選定した民間事業者と連携し、地区西側街区において業務・商業機能を誘導するよう調整を進めてきている。	適合
	検証結果	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">適合</div> ・不適合(いずれかに )		



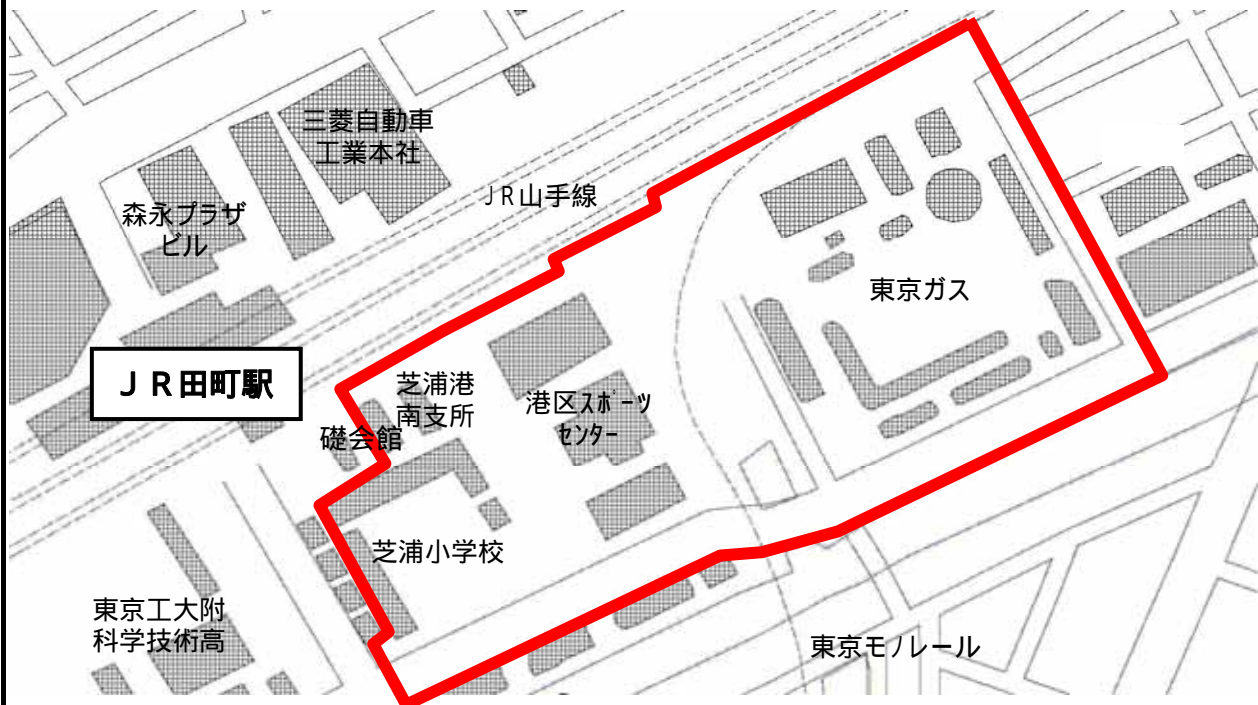
上記検証結果に対する事業評価監視委員会の評価	都市再生事業実施基準に従い、適切に検証が行われている。
------------------------	-----------------------------

# 田町駅東口北地区

## 位置図



## 区域図



当頁内の地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)、数値地図2500(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平22業使、第74号)なお、本成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

平成22年度 第4回事業評価監視委員会

都市再生事業実施基準  
検証結果

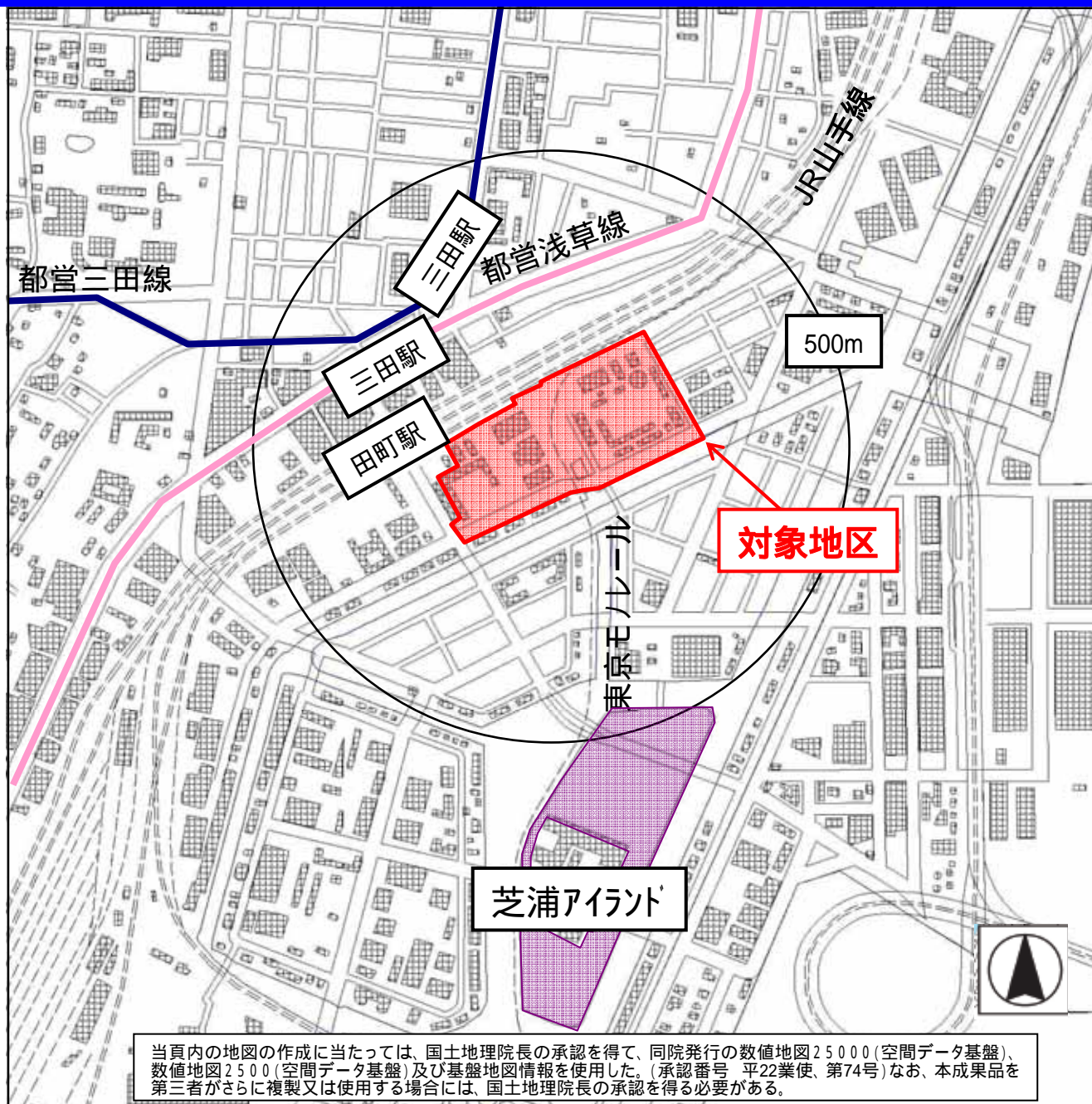
田町駅東口北地区

平成23年2月28日  
独立行政法人都市再生機構

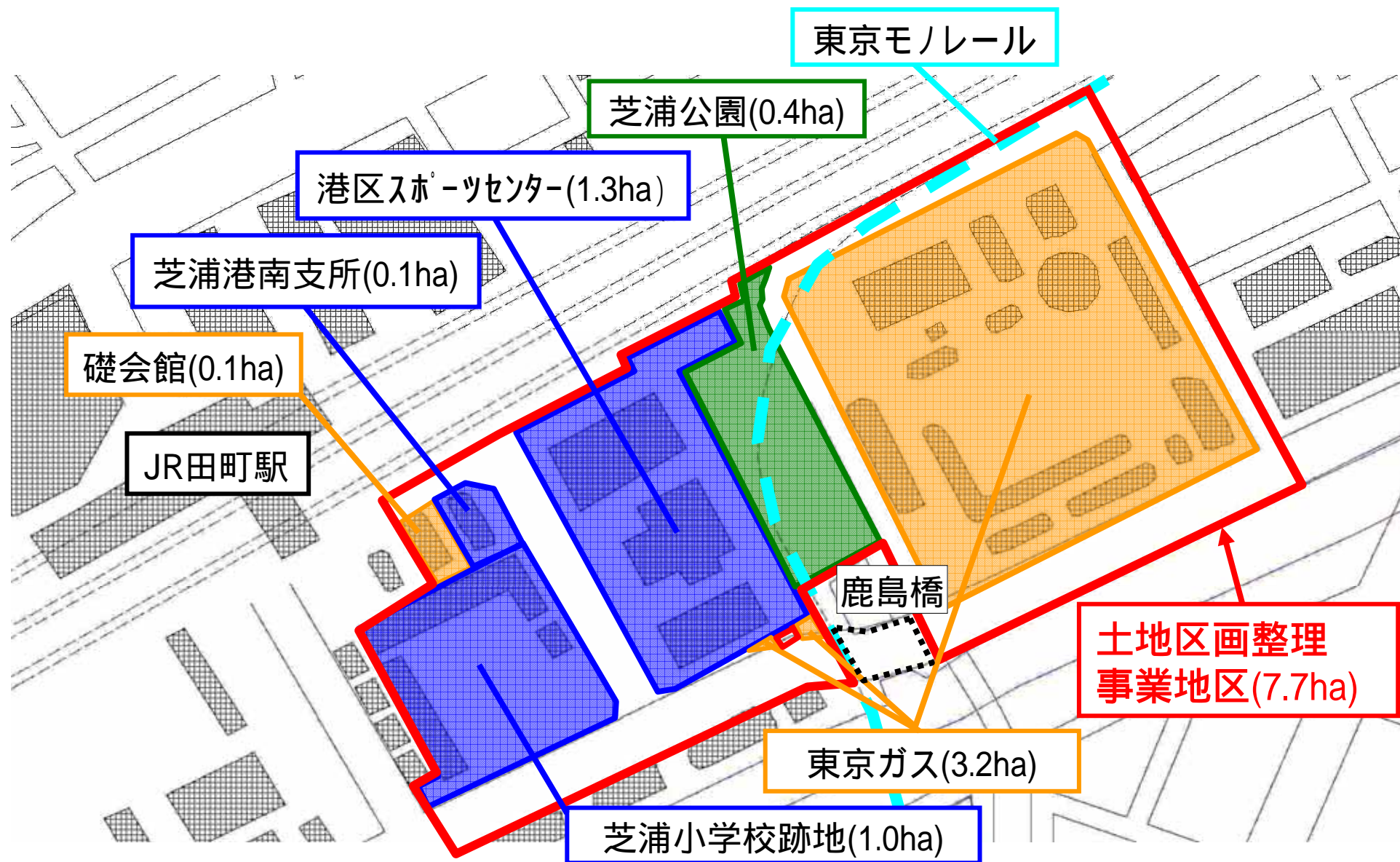
# 位置図

所在地  
港区芝浦一、三丁目

交通条件  
JR山手線田町駅より  
徒歩1～4分



# 地区の現況



当頁内の地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)、数値地図2500(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平22業使、第74号)なお、本成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

## 事業の経緯

時 期	内 容
H16. 8	都市・居住環境整備重点地域に指定
H18. 9	「品川周辺地区都市・居住環境整備計画」の公表
H19. 10	港区による「田町駅東口北地区街づくりビジョン」の公表
H20. 6	港区による公共公益施設基本構想の公表
H21. 5	港区による公共公益施設基本計画の公表
H22. 1	港区による公共公益施設基本設計の公表
H22. 3	港区・東京ガスからの施行要請

### 【品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画】

(H18.9 東京都)

将来像

「環境モデル都市づくり」「千客万来の都市づくり」「東京サウスゲートの形成」

田町～芝浦のまちづくり

- ・「都心に近接するポテンシャル」「運河が入り込んだ地形」を活かした魅力ある複合機能を誘導
- ・田町駅東口周辺は大規模敷地の土地利用転換を誘導

### 【港区まちづくりマスタープラン】 (H19.4 港区)

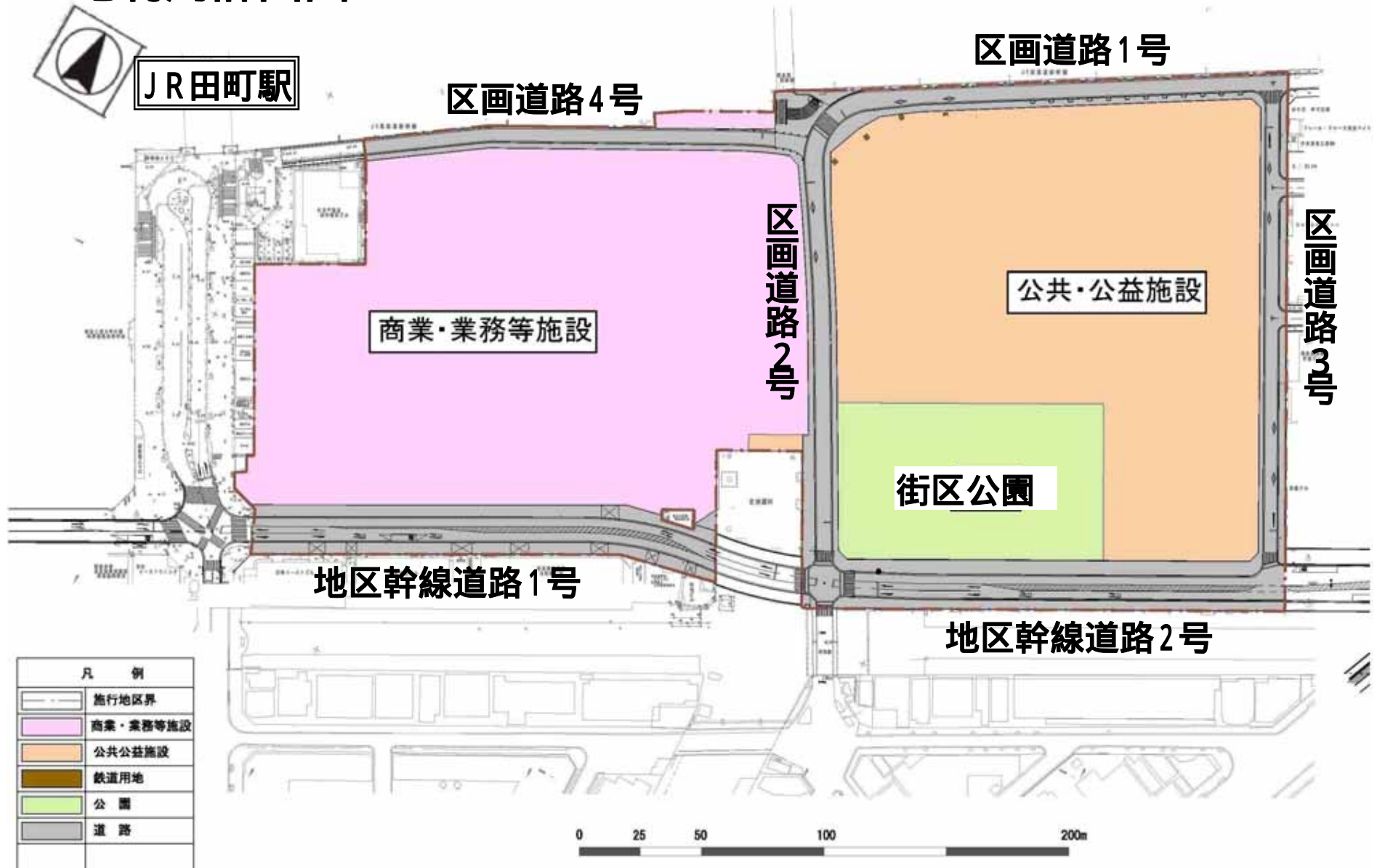
- ・水辺や緑が感じられる環境と共生した魅力的な複合市街地の形成
- ・田町駅周辺は大規模敷地の土地利用転換により、商業・業務機能・教育文化交流機能などを備えた地域の形成、環境に配慮したまちづくりを実施

### 【田町駅東口北地区街づくりビジョン】 (H19.10 港区)

- ・緑豊かなオープンスペースの創出
- ・公共公益施設の一体的な整備
- ・複合拠点形成と歩行者ネットワークの構築

# 土地区画整理事業の概要

## < 土地利用計画図 >





# 土地区画整理事業の概要

## < 施行前後面積内訳 >

施 行 前			施 行 後		
公 共 用 地	道路	1.6ha	公 共 用 地	道路	1.6ha
	公園	0.5ha		公園	0.7ha
	計	2.0ha		計	2.3ha
宅 地	宅地	5.7ha	宅 地	宅地 (うち保留地)	5.4ha (設定無)
	計	5.7ha		計	5.4ha
合 計		7.7ha	合 計		7.7ha

# 予定スケジュール

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 ~
区画整理		施行認可	供給処理施設移設 道路・下水道等整備			公園整備	換地処分	
都市計画	公園都計変更							
施設立地		公共公益施設建設 (1期)	愛育病院建設	公共公益施設建設 (2期)				

民間施設立地にかかるスケジュールは未定

# 事業実施基準への適合

## 政策的意義

政策的意義	<p>低未利用地の土地利用転換による都市機能高度化、既成市街地における拠点の形成 (基準細則第1条第1項第1号ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 当地区は都市・居住環境整備重点地域に位置づけられ、「環境モデル都市づくり、千客万来の都市づくり、東京サウスゲートの形成に向けたまちづくりを推進する(都市・居住環境整備基本計画)」とともに「水辺や緑を感じられる、環境と共生した魅力的な複合市街地の形成(港区まちづくりマスタープラン)」を目指すこととされている。</li><li>• 本事業は、港区が策定した「街づくりビジョン」の実現に向け、大規模敷地の土地利用転換にあわせ、基盤整備(道路整備、都市計画公園整備等)を実施し、業務、商業、文化・交流、スポーツ・健康増進・医療、公共サービス・防災機能等の公共公益機能を備えた複合市街地の拠点形成を図る事業。</li></ul>	適合
-------	--	----

# 事業実施基準への適合

## 民間のみでは実施困難な要因及び関係者の意向

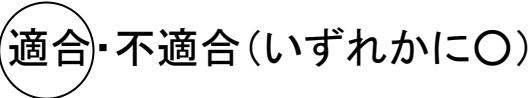
民間のみでは実施困難な要因	<p>公的機関としての中立性・公共性(基準細則第1条第1項第2号二)に該当</p> <ul style="list-style-type: none"><li>本事業は区有地と民間事業者用地との土地交換を前提とした事業であり、地区内には公共団体及び民間事業者という<b>属性の異なる権利者が存在する</b>。このため、関係者間の合意形成のためには<b>中立・公平な立場</b>で事業推進に向けた調整を行うことが必要とされ、<b>公的機関としての関与</b>が求められている。</li></ul>	適合
地方公共団体の意向	港区から土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。	適合
地権者等の意向	土地所有者である東京ガス(及び港区)から土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。	適合

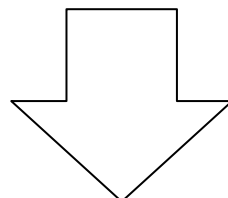
# 事業実施基準への適合

## 事業の採算性及び適切な民間誘導

<p>事業の採算性</p>	<p>事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値は適正に確保されている。</p> <p>キャッシュフロー(利払い前)</p> <table border="1" data-bbox="481 582 1821 818"> <tr> <td></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公表対象外</td> </tr> <tr> <td>収入</td> </tr> <tr> <td>支出</td> </tr> </table> <p>機構版NPV : 公表対象外</p>		公表対象外	収入	支出	<p>適合</p>
	公表対象外					
収入						
支出						
<p>適切な民間誘導</p>	<p>基盤等整備後の土地において売却する保留地は発生しないが、地権者が選定した民間事業者と連携し、地区西側に業務・商業機能を誘導するよう調整を進めてきている。</p>	<p>適合</p>				
<p>検証結果</p>	<p>適合</p>					

地 区 名	所 在	三鷹市民センター周辺地区											
	事 業 手 法	東京都三鷹市新川六丁目 716 番 7 ほか											
	地 区 面 積	防災公園街区整備事業											
	採 択 年 度	約 2.0ha(うち市街地部分:約 0.5ha)											
	採 択 年 度	-											
地 区 の 概 要	位 置 ・ 交 通 条 件	JR三鷹駅バス約 10 分											
	従 前 の 状 況	【用 途 地 域 等】 準工業地域、第一種住居地域(60/200) 都市計画市場 【権 利 者 数】 権利者総数 3 名(個人 2 者、法人 1 者) 【土 地 利 用 状 況】 青果市場跡地、賃貸マンション、タクシー営業所											
	事 業 の 経 緯	平成 21 年 3 月 事業化要望(市⇒国交省) 平成 23 年 1 月 事業要請(市⇒都市機構) 平成 23 年 1 月 公園直接施行同意申請 平成 23 年 2 月 市議会議決(公園直接施行、公園設置区域公告、 債務負担) 三鷹市及び機構間で基本協定締結											
	そ の 他	-											
計 画 諸 元	<p>○事業計画概要</p> <p>三鷹市役所隣接の大規模敷地(一時避難場所指定)を確保し、災害の復旧活動拠点として機能する防災公園の整備により地域の防災性を向上するとともに、あわせて老朽化した公共公益施設敷地の整備を行い生活交流拠点の形成を図ることで、市が最重点プロジェクトに掲げる「安心・安全のまちづくり」及び「都市の更新・再生」を一体的に推進する。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="2">現行計画</th> </tr> <tr> <th>市街地</th> <th>公園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備面積</td> <td>約 5,094 m<sup>2</sup></td> <td>約 15,336 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>公益施設用地、市道</td> <td>防災公園</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	現行計画		市街地	公園	整備面積	約 5,094 m <sup>2</sup>	約 15,336 m <sup>2</sup>	用途	公益施設用地、市道
事 項	現行計画												
	市街地	公園											
整備面積	約 5,094 m <sup>2</sup>	約 15,336 m <sup>2</sup>											
用途	公益施設用地、市道	防災公園											

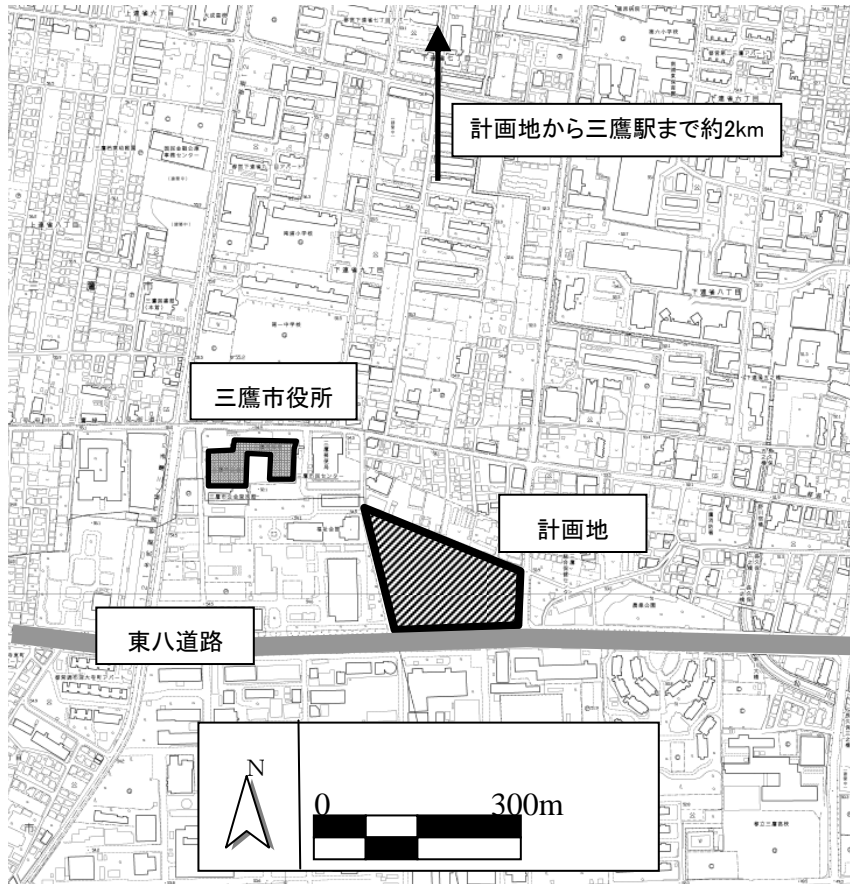
事業実施基準の適合状況	政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因	<p>政策的意義</p> <p>基準細則第1条第1項第1号ロ(拠点形成)、ニ(安全・安心)に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三鷹市第3次基本計画(第2次改定)において位置づけられた市民センター周辺等の公共施設再配置の検討・公共施設等の計画的なりリニューアルといった政策課題を踏まえ、市場跡地の土地利用転換にあわせ、総合保健センターや体育館等の公共公益施設の更新・集約化に必要な敷地の取得及び整備を行うことで、生活・交流拠点の形成を図る事業。</li> <li>・ 地域防災計画において一時避難場所として位置付けられている地区において、災害時の復旧活動拠点として機能する防災公園を整備することにより、地域の防災性の向上を図る事業。</li> </ul>	適合
	民間のみでは実施困難な要因	<p>基準細則第1条第1項第2号ニ(公共性)、ホ(施行権能)に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三鷹市は、「公共公益施設の再編」、「災害に強いまちづくり」を具現化するためには、個人地権者の土地も含み一体的に整備を行う必要があることから、公的機関である機構の事業実施を要望。</li> <li>・ 大規模な公共施設である防災公園の整備を行う必要があることから、機構が有する施行権能に基づき事業を行うことが合理的である(なお防災公園に隣接する市街地部分も三鷹市に公共公益施設用地として譲渡)。</li> </ul>	適合
	地方公共団体の意向	三鷹市から防災公園街区整備事業に係る事業要請を受領。	適合
	地権者等の意向	土地所有者から防災公園街区整備事業に係る事業要請を受領。	適合
	事業の採算性	事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保されている。	適合
	適切な民間誘導	整備済みの敷地(施設敷地及び道路用地)は、公共公益施設用地として市に特定譲渡するため、基準細則第3条第2項第2号(公共団体等への土地譲渡)の規定により確認不要	-
検証結果			



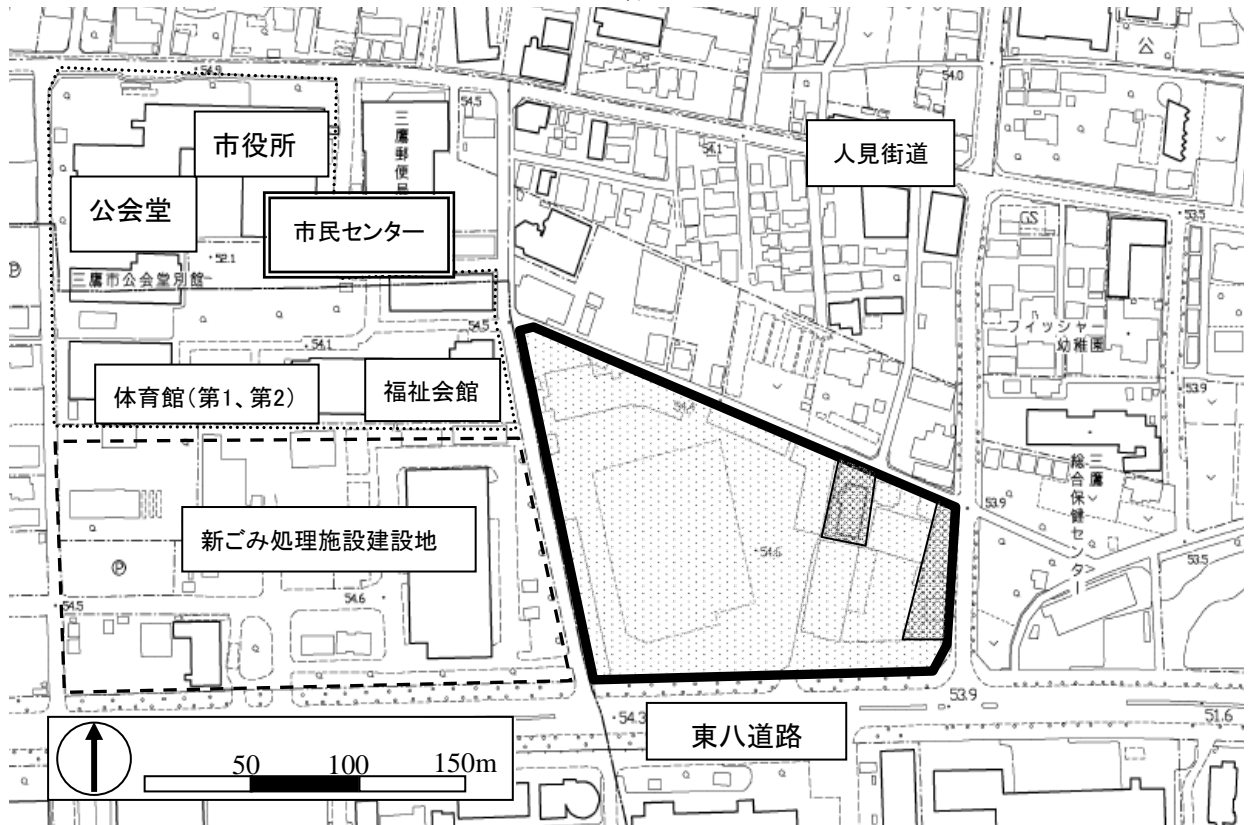
上記検証結果に対する事業評価監視委員会の評価	都市再生事業実施基準に従い、適切に検証が行われている。
------------------------	-----------------------------

# 三鷹市民センター地区〔防災公園街区整備事業〕

## 位置図



## 区域図





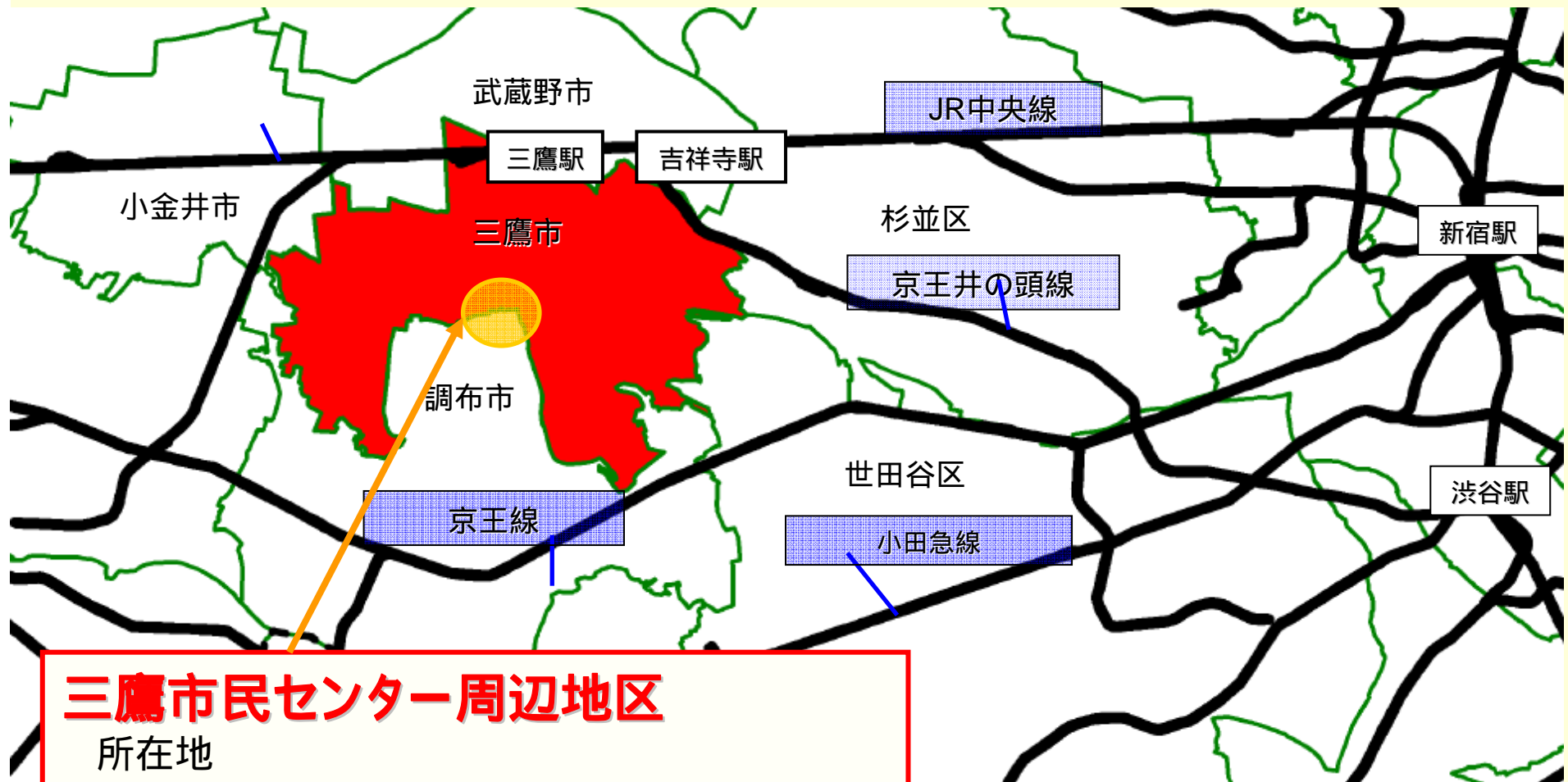
平成22年度 第4回事業評価監視委員会

都市再生事業実施基準  
検証結果

三鷹市民センター地区

平成23年2月28日  
独立行政法人都市再生機構

# 位置図（広域）



## 三鷹市民センター周辺地区

所在地

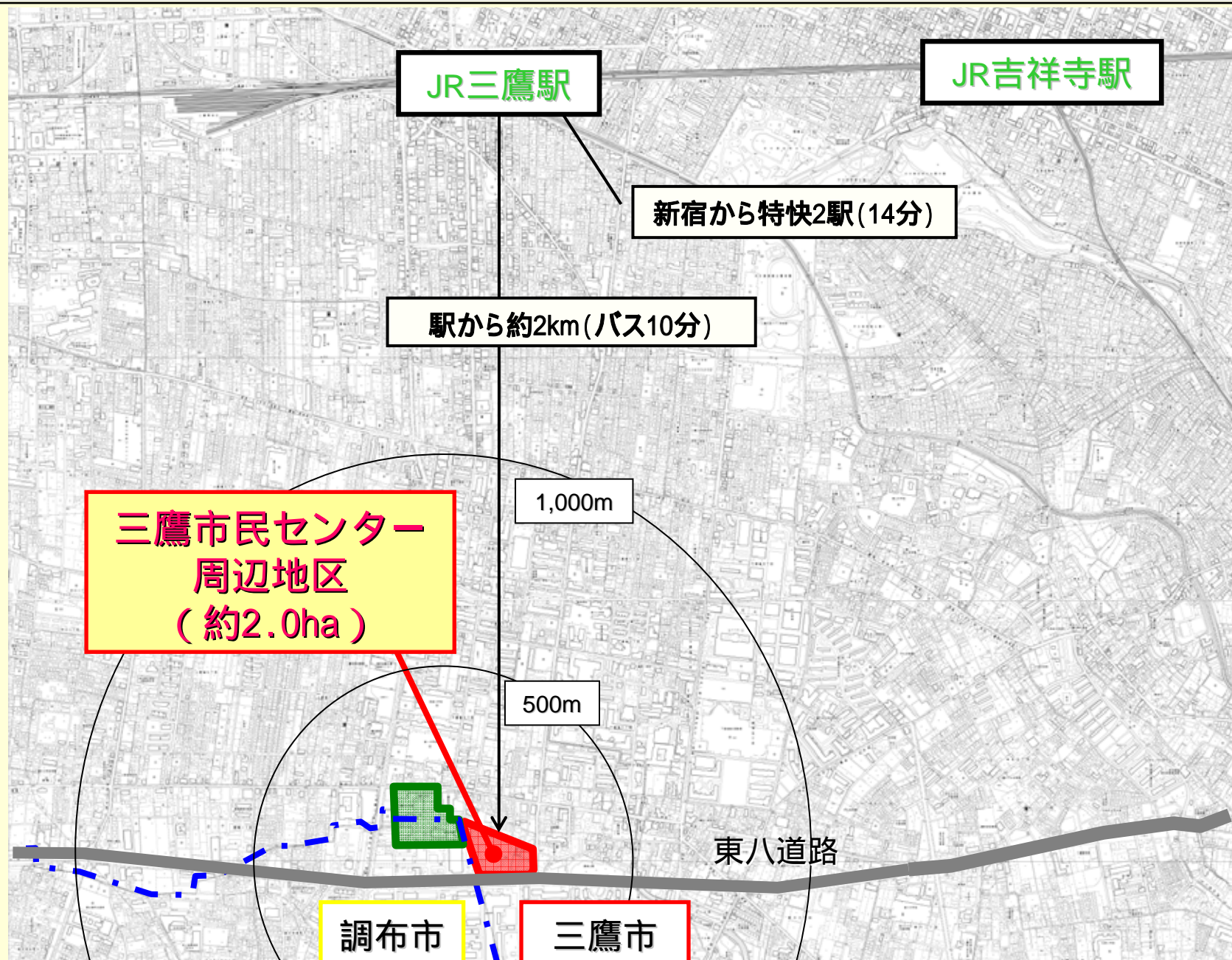
三鷹市新川6丁目

交通条件

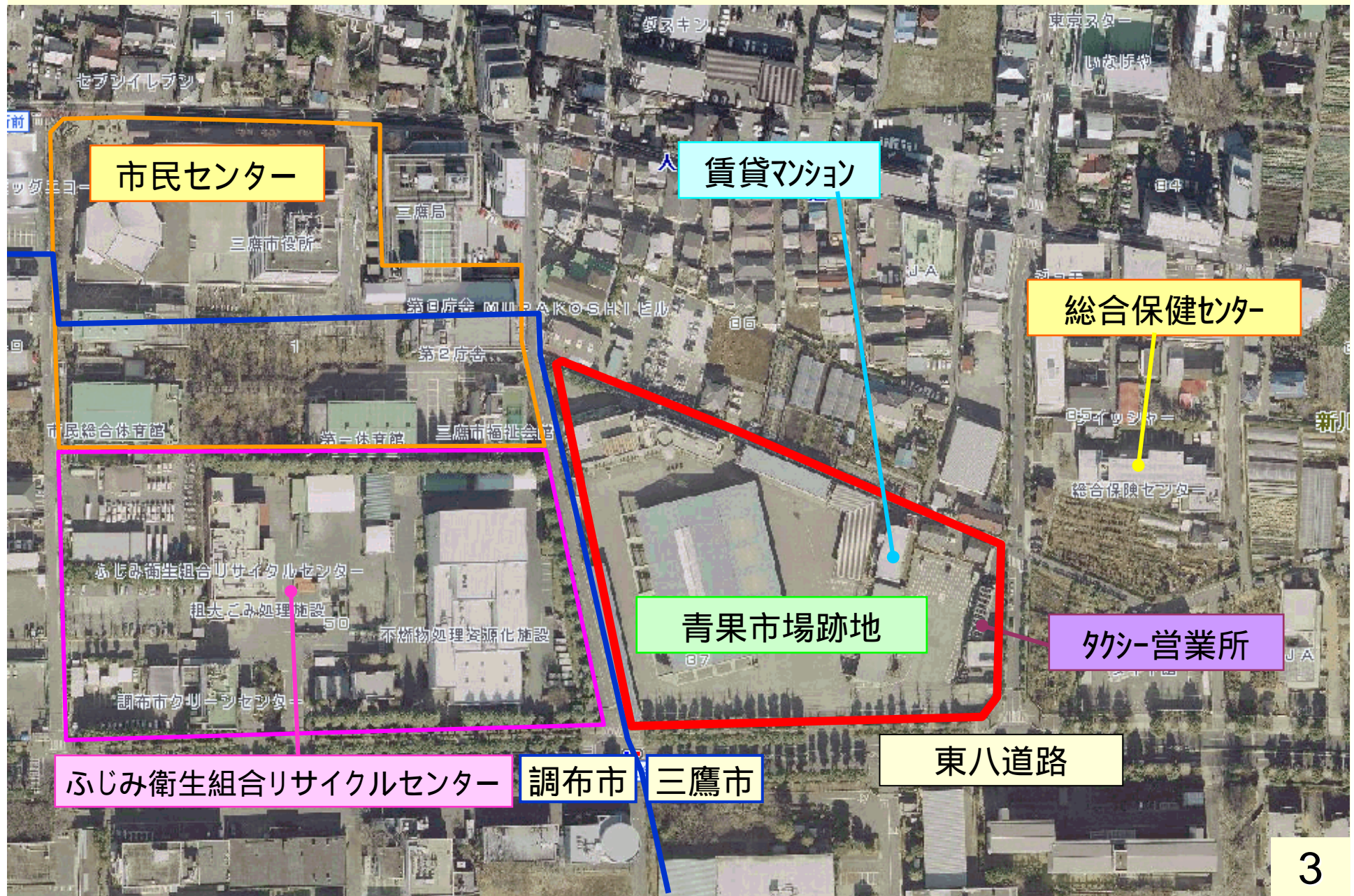
新宿駅 三鷹駅(JR中央線特快14分)

三鷹駅 市民センター(約2km(バス約10分))

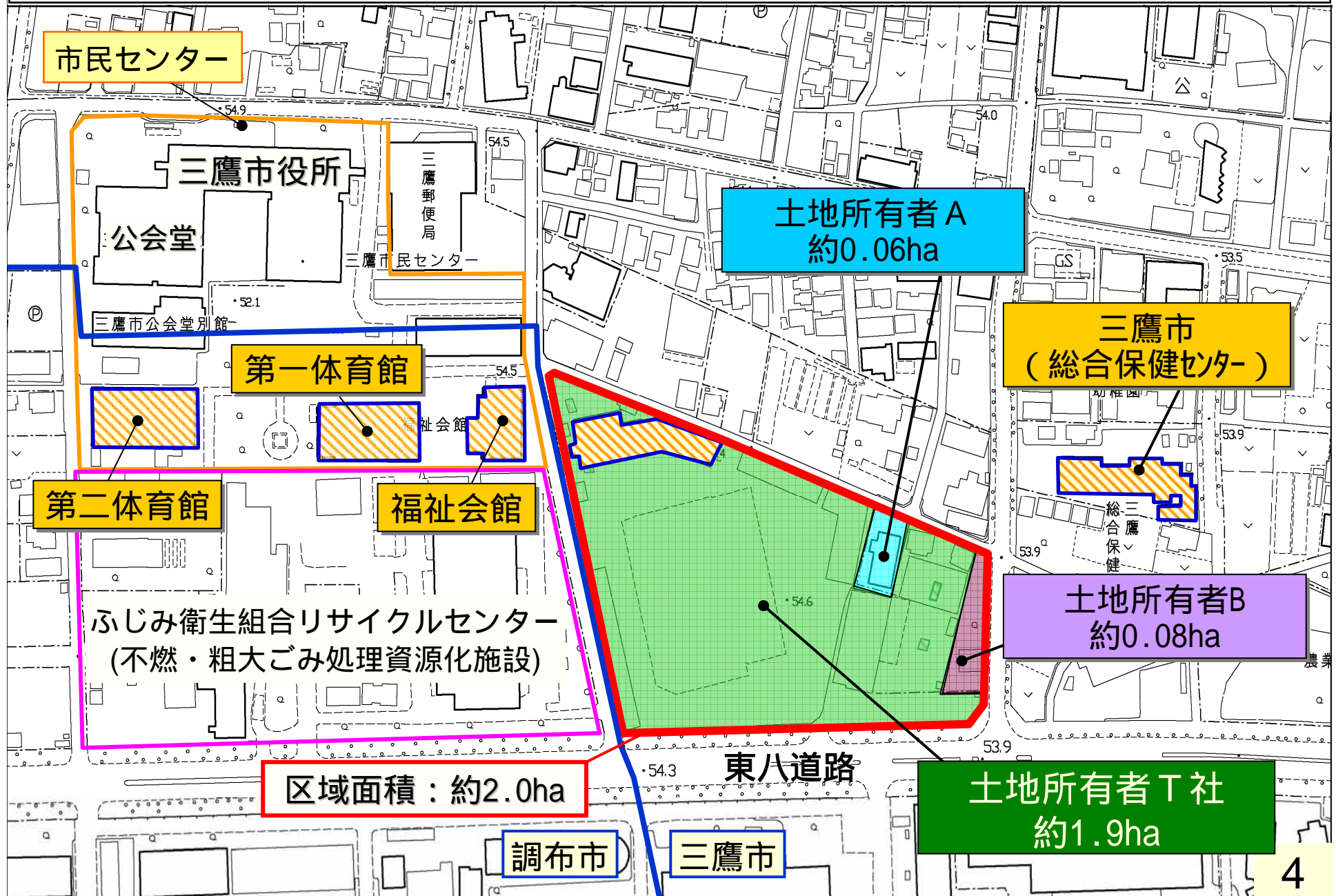
# 位置図（市域）



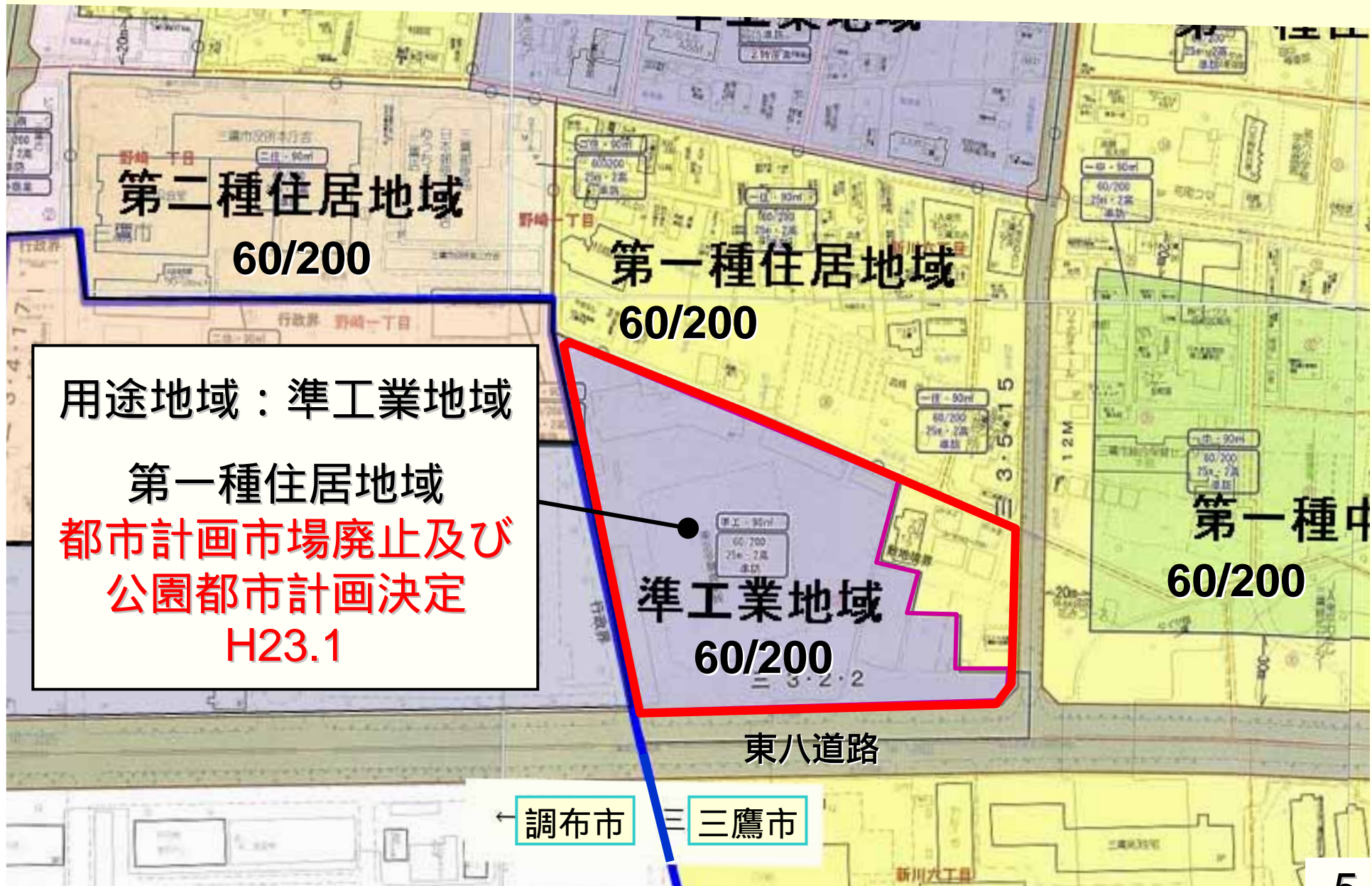
# 航空写真



# 地区の現況（区域図・土地所有状況）



# 地区の現況（用途地域等）



# 事業の経緯

時 期	内 容
平成19年5月	青果市場閉鎖
平成20年4月	三鷹市第3次基本計画(第2次改訂)策定
平成21年3月	三鷹市が国土交通省に防災公園街区整備事業の事業化要望
平成21年3月	三鷹市都市再生ビジョン策定
平成21年5月	三鷹市と都市再生機構との包括協定締結
平成22年3月	市民センター整備基本プラン策定
平成23年1月	三鷹市から都市再生機構に防災公園街区整備事業の事業要請
平成23年1月	都市計画決定(公園等)
平成23年2月	三鷹市議会議決、基本協定締結

# 上位計画等

## 三鷹市第3次基本計画(第2次改定)(H20.4)

- ・最重点プロジェクトのうち「安全安心のまちづくりプロジェクト」(公園、地区公会堂などの防災拠点化の推進、災害用備蓄倉庫の充実、等)、「都市の更新・再生プロジェクト」(市民センター周辺等の公共施設再配置の検討、等)

## 三鷹市都市再生ビジョン (H21.3)

- ・市民センター周辺地区について、青果市場跡地を活用した公共公益施設の整備・再配置について都市再生機構と連携し事業化に向けた検討を進めると位置づけ

## 三鷹市と都市再生機構との包括協定の締結(H21.5)

- ・市民センター周辺地区等で、相互の連携を強化し、市の公共公益施設の整備・再配置を中核とした都市再生に資する多様なまちづくりを協働で推進することを「三鷹市と独立行政法人都市再生機構との都市再生の推進に関する基本協定書」(包括協定)にて締結

## 市民センター周辺地区整備基本プラン(H22.3)

- ・市民センター周辺地区において、防災公園、健康・スポーツ施設を整備するとともに老朽化した公共施設の集約化等を図る土地利用・整備の方針を策定し、施設配置等のイメージ・ゾーニング案を提示
- ・防災公園等の整備のために都市再生機構の防災公園街区整備事業の活用をメインに検討することを言及

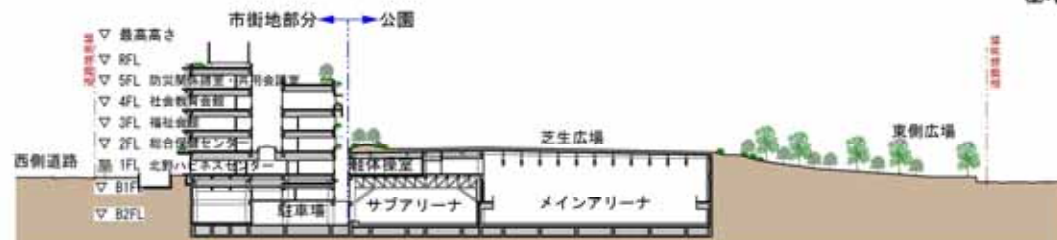


# 整備基本計画図（案）、断面図（案）



- (凡例)
- ▲ (赤) メイン入口
  - ▲ (赤) サブ入口
  - (赤) 管理用車輻出入口
  - (青) 市街地部分車輻出入口
- 1FL=TP+55.5=±0  
2FL=TP+60.0=+4.5

基本計画平面図 1/1,000

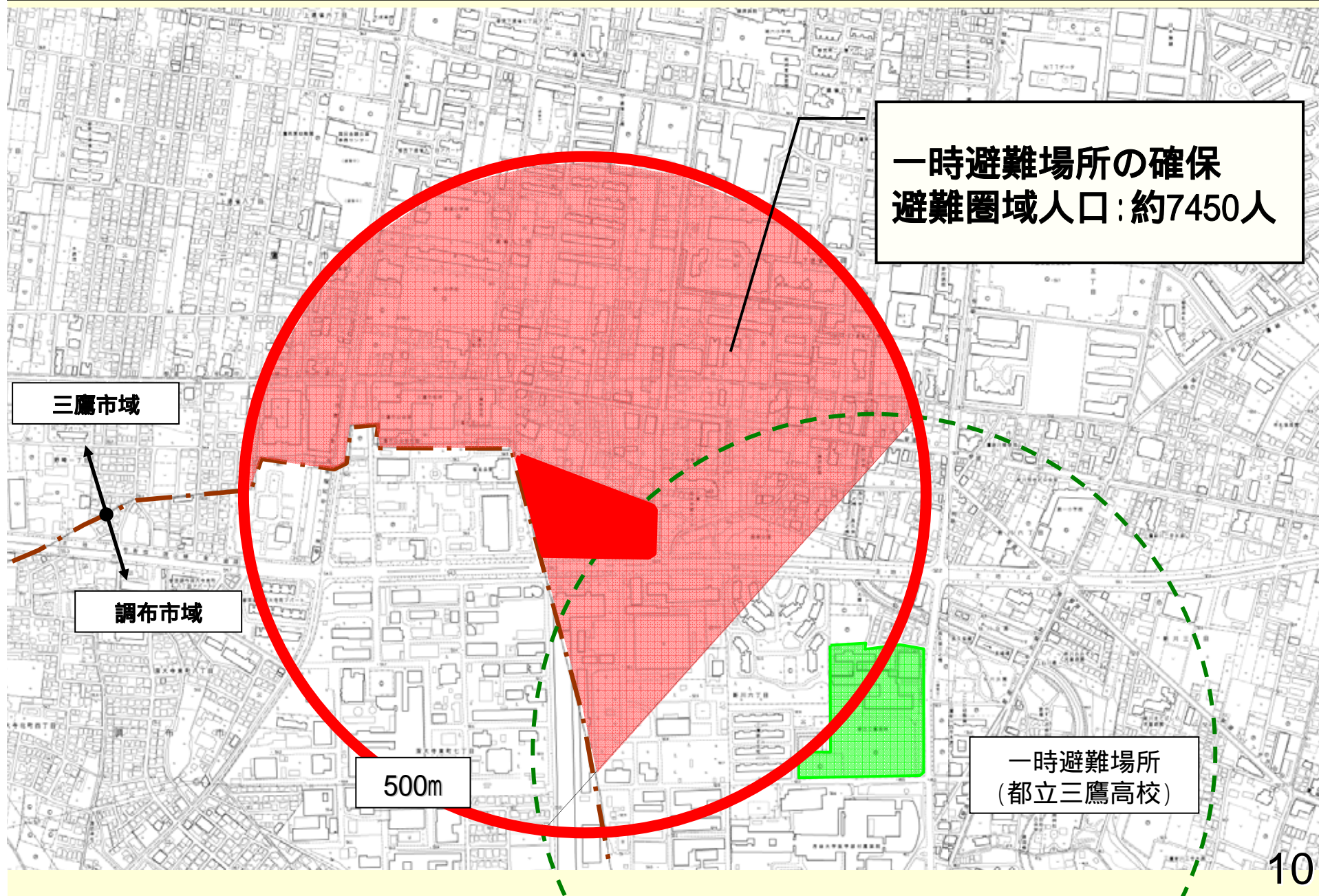


A-A'断面図 1/1,000

# 防災公園としての機能配置図（案）



# 防災公園の整備効果



## 今後のスケジュール(予定)

時期	内容
平成23年3月	土地取得契約(青果市場跡地)
平成24年1月	土地取得契約(個人地権者)
平成24年3月	事業協定締結
平成24年3月	都市計画事業承認(公園)
平成25年3月	市街地土地譲渡(施設敷地)
平成25年4月	工事開始
平成29年3月	市街地土地譲渡(道路敷地) 公園工事完了公告

# 都市再生事業実施基準への適合

政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因(1/2)

政策的意義	<p>拠点形成(基準細則第1条第1項第1号ロ)</p> <p>三鷹市第3次基本計画(第2次改訂)に位置づけられた市民センター周辺等の公共施設再配置の検討・公共施設の計画的なりリニューアルといった政策課題を踏まえ、市場跡地の土地利用転換にあわせ、総合保健センターや体育館等の公共公益施設の更新・集約化に必要な敷地の整備を行うことで、生活交流拠点の形成を図る事業</p> <p>安全・安心(基準細則第1条第1項第1号二)</p> <p>地域防災計画において一時避難場所として位置づけられている地区において、災害時の復旧活動拠点として機能する防災公園整備により、地域の防災性の向上を図る事業</p>	適合
-------	--	----

# 都市再生事業実施基準への適合

## 政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因(2/2)

<p>民間のみでは実施困難な理由</p>	<p><b>公共性(基準細則第1条第1項第2号ニ)</b>          三鷹市は「公共公益施設の再編」「災害に強いまちづくり」を具現化するためには、個人地権者の土地も含み一体的に整備を行う必要があることから、公的機関である機構の事業実施を要望。</p> <p><b>施行権能(基準細則第1条第1項第2号ホ)</b>          大規模な公共施設である防災公園の整備を行う必要があることから、機構が有する施行権能に基づき事業を行うことが合理的(なお防災公園に隣接する市街地部分も三鷹市に公共公益施設用地として譲渡)</p>	<p>適合</p>
<p>地方公共団体の意向</p>	<p>三鷹市から防災公園街区整備事業に係る事業要請を受領</p>	<p>適合</p>
<p>地権者等の意向</p>	<p>土地所有者から防災公園街区整備事業に係る事業要請を受領</p>	<p>適合</p>

# 都市再生事業実施基準への適合

## 事業の採算性及び適切な民間誘導

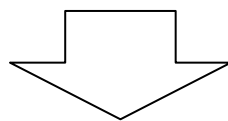
<p>事業の採算性</p>	<p>事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保されている          防災公園部分は対象外のため、以下は市街地部分のみ          市街地部分キャッシュフロー(利払い前) (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="423 660 1859 874"> <tr> <td></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>公表対象外</b></td> </tr> <tr> <td>収入</td> </tr> <tr> <td>支出</td> </tr> </table> <p>機構版NPV : 公表対象外          事業収支 : 公表対象外</p>		<b>公表対象外</b>	収入	支出	<p>適合</p>
	<b>公表対象外</b>					
収入						
支出						
<p>適切な民間誘導</p>	<p>整備済の敷地は、公共公益施設用地として市に特定譲渡するため、基準細則第3条第2項第2号の規定により確認不要</p>	<p>-</p>				

<p>検証結果</p>	<p>適合</p>
-------------	-----------

地 区 名	鈴鹿市南玉垣・白子地区																																							
	所 在	三重県鈴鹿市南玉垣町、白子町他																																						
	事 業 手 法	防災公園街区整備事業、土地区画整理事業(個人施行)																																						
	地 区 面 積	7.3ha(防災公園区域)、17.6 ha(土地区画整理事業区域)																																						
採 択 年 度	平成21年度																																							
地 区 の 概 要	位 置 ・ 交 通 条 件	近鉄名古屋線「白子」駅 バス5分																																						
	従 前 の 状 況	【用途地域等】 第一種中高層住居専用地域(60/200)、準工業地域(60/200、国道23号線から50mの範囲) 【権利者数】 1名(NTT西日本) 【既存家屋数等】 研修生寮、セミナーホーム、体育館他 【土地利用状況】 NTT西日本鈴鹿研修センター跡地																																						
	事 業 の 経 緯	平成12年度 NTT西日本鈴鹿研修センタ閉鎖 平成14年度 NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地土地利用転換計画策定協議会の設置 平成16年3月 鈴鹿市が「NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地土地利用転換計画」を発表 平成20年11月 鈴鹿市が国土交通省に防災公園街区整備事業の事業化要望を提出 平成22年3月 鈴鹿市が機構に防災公園街区整備事業(土地区画整理事業含む)の事業要請を提出 平成22年6月 鈴鹿市議会可決(直接施行同意、公園予定区域、債務負担) 鈴鹿市及び機構間で基本協定締結(防災公園) 平成22年9月 鈴鹿市、NTT西日本及び機構間で基本協定締結(区画整理) NTT西日本から機構に土地区画整理事業の事業要請 平成23年3月 防災公園区域の土地取得契約締結(予定)																																						
	そ の 他	-																																						
計 画 諸 元	<p>事業計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の広域避難地となる防災公園の整備及び市街地の整備改善を一体的に行うことにより、765ha、約22,000人の避難困難区域が解消されるなど地域の防災性向上や環境改善を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを行う。</li> <li>みえメディカルバレー構想及び土地利用転換計画に基づき、NTT研修センター跡地に「新産業」及び「健康・福祉」に関連する企業誘致を図り、研究開発等の拠点形成を図る。</li> </ul> <p>土地利用計画(土地区画整理事業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公共用地</th> <th colspan="2">従前</th> <th colspan="2">従後</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>割合</th> <th>面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>0.0ha</td> <td>0.0%</td> <td>3.8ha</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>0.0ha</td> <td>0.0%</td> <td>0.5ha</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>調整池等</td> <td>0.0ha</td> <td>0.0%</td> <td>0.8ha</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0.0ha</td> <td>0.0%</td> <td>5.1ha</td> <td>28.7%</td> </tr> <tr> <td>宅地</td> <td>17.6ha</td> <td>100.0%</td> <td>12.5ha</td> <td>71.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17.6ha</td> <td>100.0%</td> <td>17.6ha</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	公共用地	従前		従後		面積	割合	面積	割合	道路	0.0ha	0.0%	3.8ha	21.4%	公園	0.0ha	0.0%	0.5ha	3.1%	調整池等	0.0ha	0.0%	0.8ha	4.2%	計	0.0ha	0.0%	5.1ha	28.7%	宅地	17.6ha	100.0%	12.5ha	71.3%	合計	17.6ha	100.0%	17.6ha	100.0%
公共用地	従前		従後																																					
	面積	割合	面積	割合																																				
道路	0.0ha	0.0%	3.8ha	21.4%																																				
公園	0.0ha	0.0%	0.5ha	3.1%																																				
調整池等	0.0ha	0.0%	0.8ha	4.2%																																				
計	0.0ha	0.0%	5.1ha	28.7%																																				
宅地	17.6ha	100.0%	12.5ha	71.3%																																				
合計	17.6ha	100.0%	17.6ha	100.0%																																				



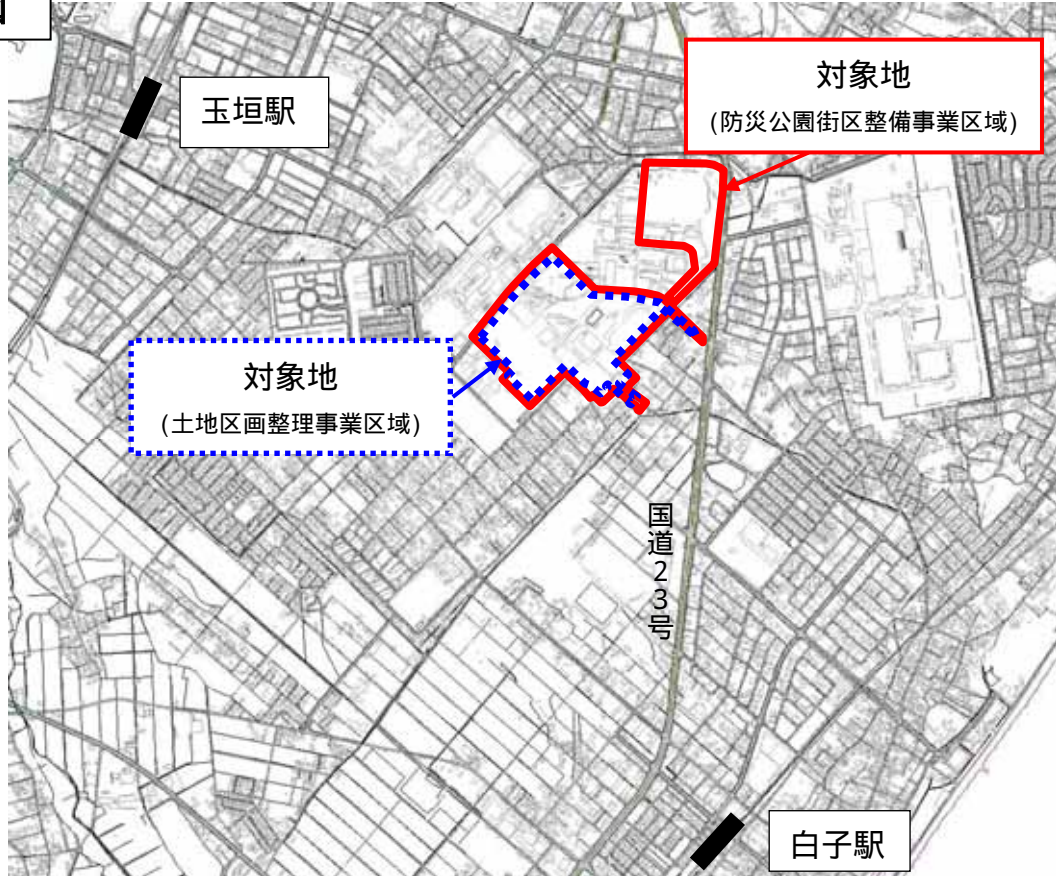
事業実施基準の適合状況	政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因	<p>基準細則第1条第1項第1号イ(国家的プロジェクト)、ロ(拠点形成)、ニ(安全・安心)に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難地の不足する当地区周辺地域について、防災公園の整備を行うことで、防災性の向上を図る事業である。</li> <li>・ 当地区においては、都市再生プロジェクトである『大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成』における集積拠点として位置づけられる『みえメディカルバレー構想(H14.2 三重県)』に基づき、「競争力のある医療・健康・福祉産業の創出と集積」「医療サービス分野の高度化」等を図ることとされ、同構想を踏まえ策定された『NTT西日本鈴鹿研修センター跡地土地利用転換計画(H16.3 土地利用転換計画策定協議会)』において、防災公園や医療・健康・福祉機能等を導入することとされている。</li> <li>・ 本事業は、このような政策課題等を踏まえ、地域の防災性の向上に加え、都市再生プロジェクトの一翼を担うとともに、大規模な低未利用地であるNTT西日本研修センター跡地において、区画道路や街区公園等の公共施設整備を行うことで研究機関等の受け皿となる用地を確保し、健康福祉拠点の形成や生活機能の導入を図る事業である。</li> </ul>	適合
	民間のみでは実施困難な要因	<p>基準細則第1条第1項第2号 二(公共性)、ホ(施行権能)に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地利用転換計画実現のため、土地区画整理事業に併せて大規模な公共施設である防災公園の整備を行う必要があることから、機構が有する施行機能に基づき事業を行うことが合理的である。</li> <li>・ 三重県及び鈴鹿市は、「みえメディカルバレー構想」に沿った健康福祉拠点形成等のため、適切な民間誘導が必要となることから公的機関による事業実施を要望。なお、土地所有者であるNTT西日本も県市の政策に沿ったまちづくりへの協力を望んでおり、公的機関による事業実施を要望。</li> </ul>	適合
	地方公共団体の意向	鈴鹿市から防災公園の整備及び土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。	適合
	地権者等の意向	土地所有者であるNTT西日本から土地区画整理事業の要請を受領済。	適合
	事業の採算性	事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保されている。	適合
	適切な民間誘導	保留地及び地権者換地は、土地利用転換計画等を踏まえて民間事業者等に譲渡(保留地は公募手続きを経て譲渡)される予定。	適合
	検証結果	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">適合</div> ・不適合(いずれかに )	



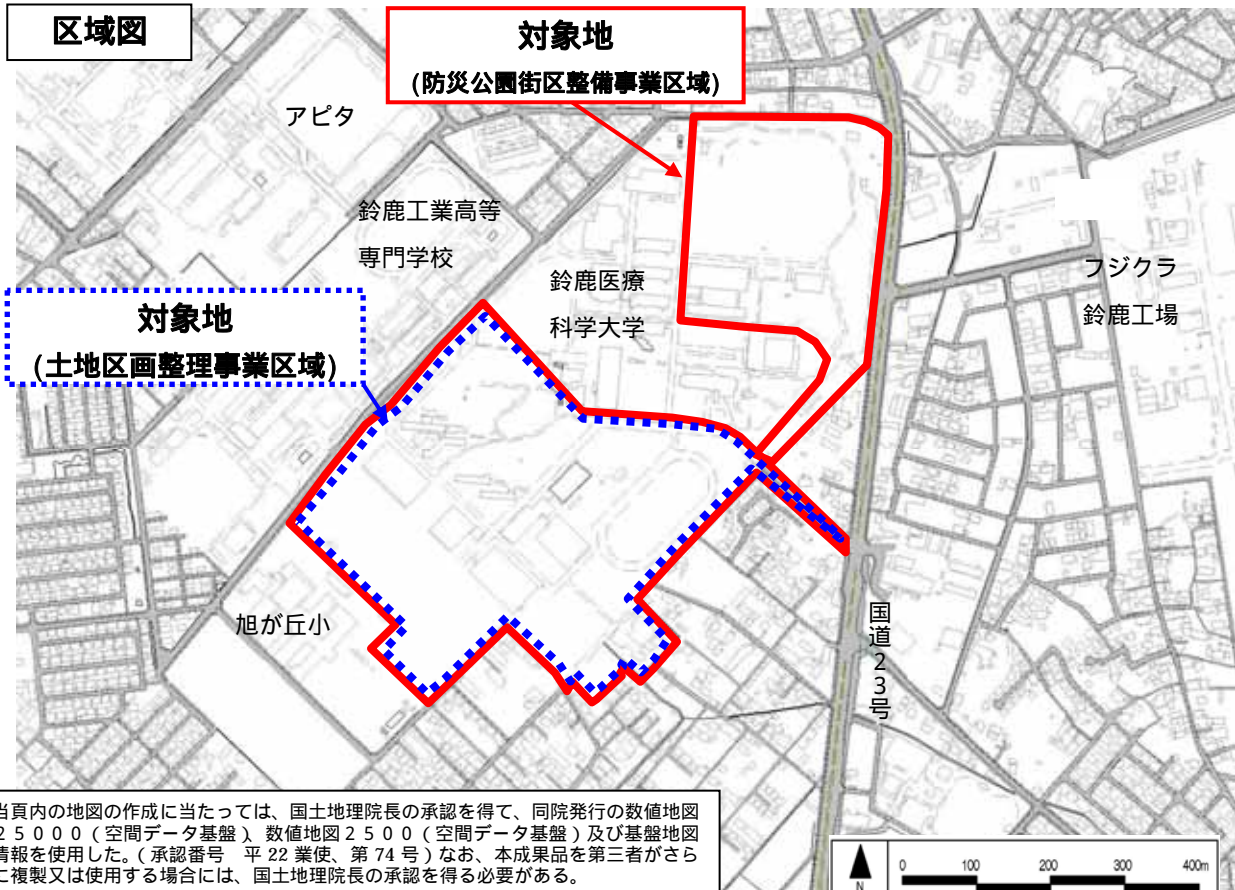
上記検証結果に対する事業評価監視委員会の評価	都市再生事業実施基準に従い、適切に検証が行われている。
------------------------	-----------------------------

# 鈴鹿市南玉垣・白子地区

## 位置図



## 区域図



当頁内の地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間データ基盤）、数値地図2500（空間データ基盤）及び基盤地図情報を使用した。（承認番号 平22業使、第74号）なお、本成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

平成22年度 第4回事業評価監視委員会

都市再生事業実施基準  
検証結果

鈴鹿市南玉垣・白子地区

平成23年2月28日  
独立行政法人都市再生機構

# 位置図



# 位置図

## 所在地

三重県鈴鹿市南玉垣町、  
白子町ほか

## 交通条件

近鉄名古屋駅



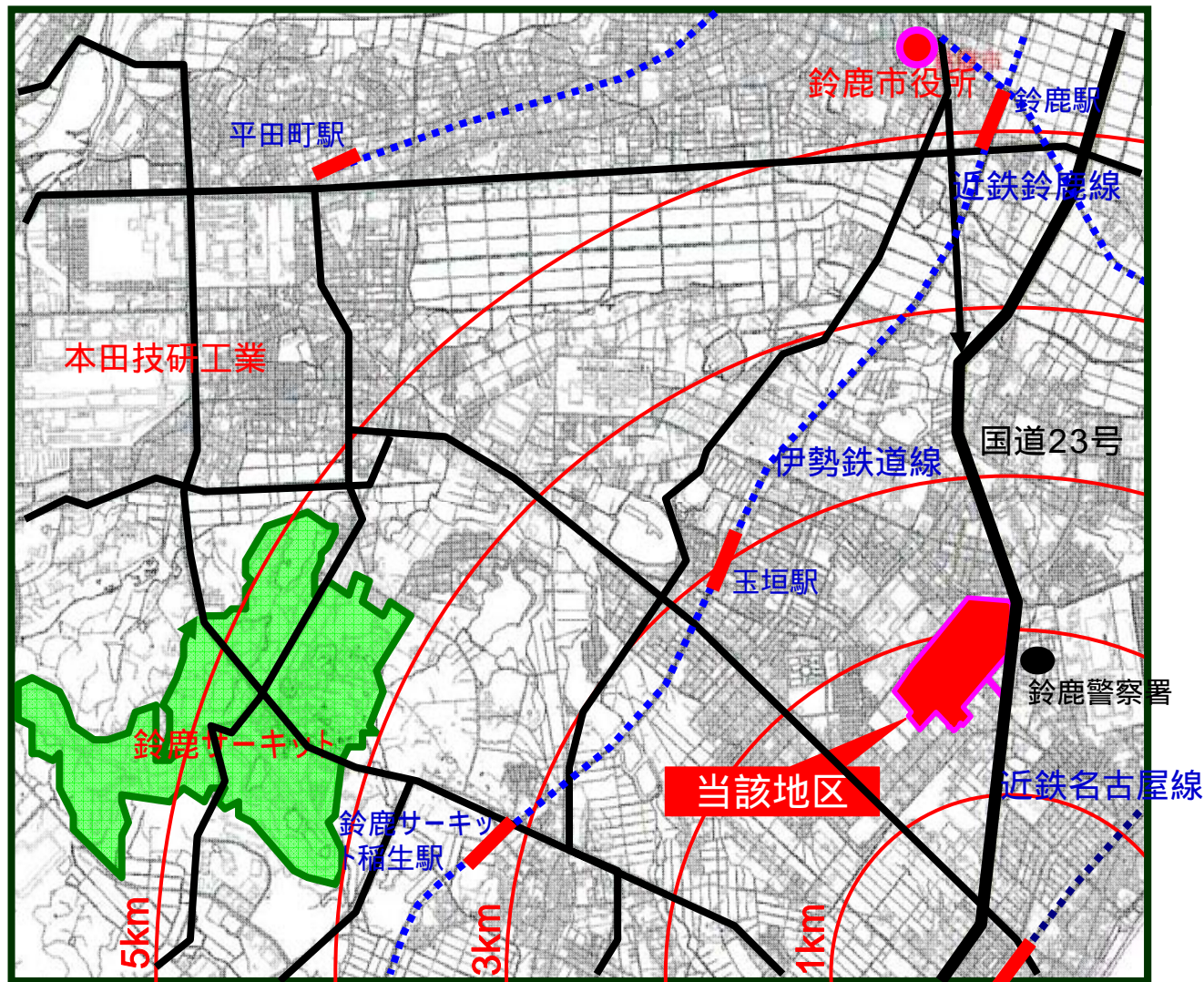
近鉄特急39分

白子駅



バス5分  
(2 km)

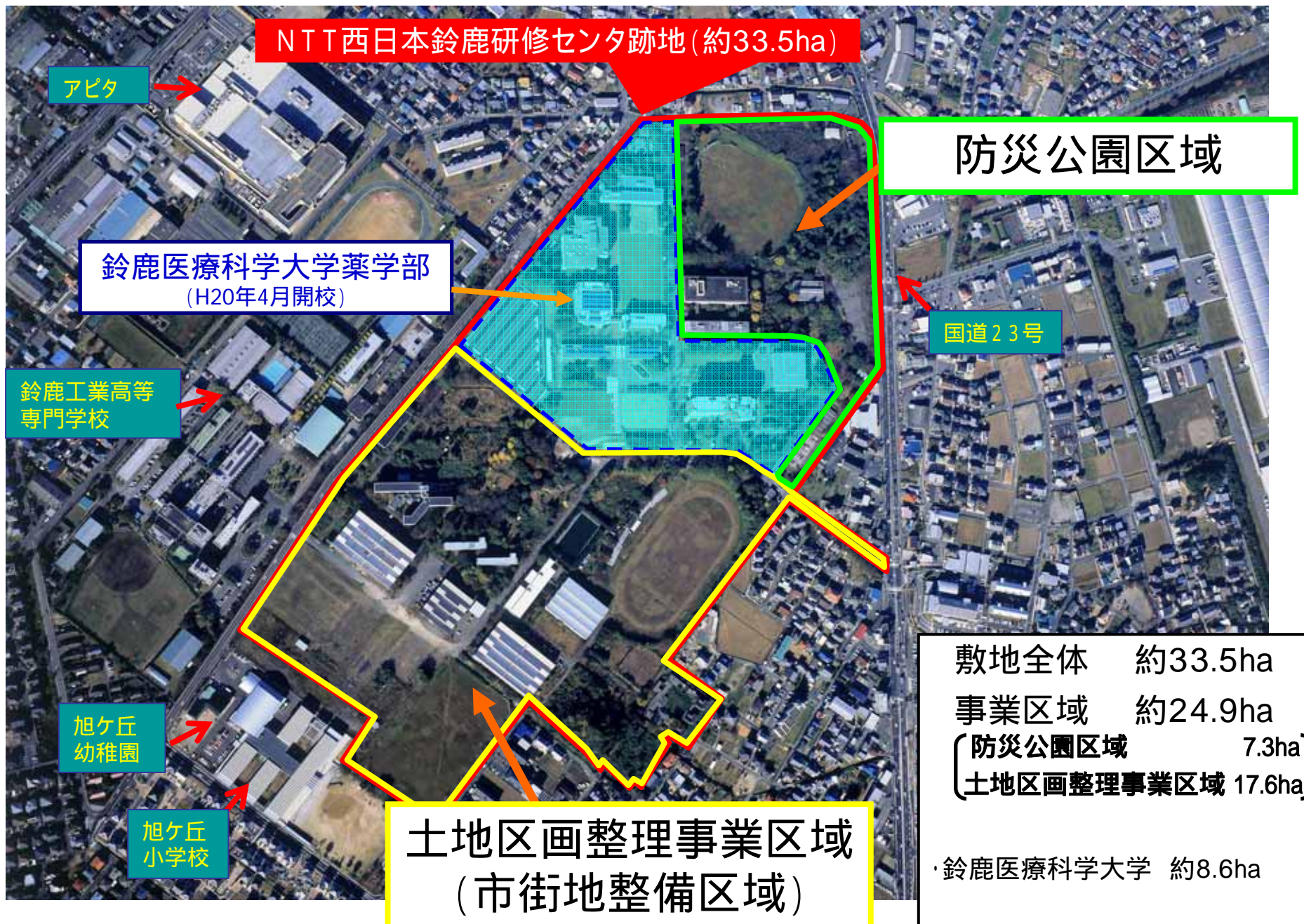
鈴鹿市南玉垣、  
白子地区



近鉄 白子駅

当頁内の地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)、数値地図2500(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平22業使、第74号)なお、本成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。

# 地区の現況(全体)



## 事業の経緯

時期	内容
H13. 3	NTT西日本鈴鹿研修センター閉鎖
H16. 3	NTT西日本鈴鹿研修センター跡地土地利用転換計画策定 (三重県、鈴鹿市、NTT西日本、旧地域公団、学識経験者等による土地利用転換計画策定協議会が策定)
H19. 5	NTT西日本が用地の一部を鈴鹿医療科学大学へ譲渡・賃貸借契約締結
H20. 4	鈴鹿医療科学大学薬学部の開校(三重県初の薬学部)
H20. 11	鈴鹿市が国土交通省に防災公園街区整備事業の事業化要望
H22. 3	鈴鹿市から都市機構に防災公園街区整備事業の事業要請
H22. 6	鈴鹿市議会可決(直接施行同意、公園予定区域、債務負担) 鈴鹿市、都市機構間で基本協定締結(防災公園)
H22. 9	鈴鹿市、NTT、都市機構間で基本協定締結(区画整理) NTTから都市機構に土地区画整理事業の事業要請
H23. 2	防災公園区域の土地取得契約締結

### 【みえメディカルバレー構想】(H14.2 三重県)

都市再生プロジェクト(第2次決定)に位置づけられた構想で、県内の大学や研究機関、企業、サービス事業者などの産学官民による有機的なネットワークを核にして、次代を担う医療・健康・福祉産業の創出と集積を目指す。

### 【NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地土地利用転換計画】(H16.3 土地利用転換計画策定協議会)

大学、防災公園、健康福祉機能等の導入を位置づけ

### 【鈴鹿市都市マスタープラン】(H20.10 鈴鹿市)

白子地区周辺は、「名古屋圏を意識した住環境の整備とレクリエーション機能の向上、業務サービス機能を提供する業務地の整備」を行うこととなっている。

また、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿工業高等専門学校を含むその周辺地区を『産学官民交流モデルゾーン』と位置づけ。

### 【鈴鹿市地域防災計画】

整備完了後、防災公園部分を広域避難地として位置づけ



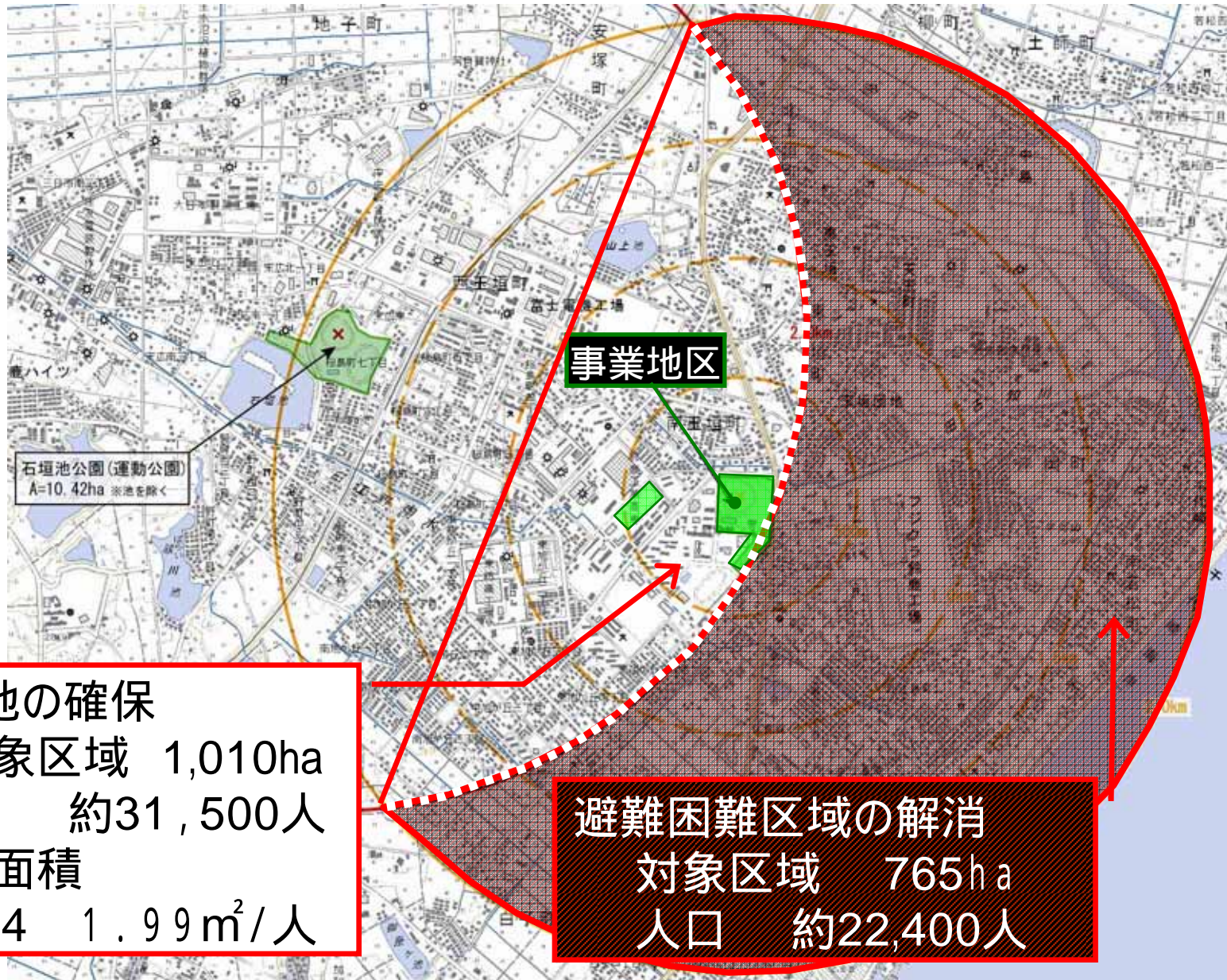
# 土地利用計画図(全体)



# 防災公園としての機能配置図(案)



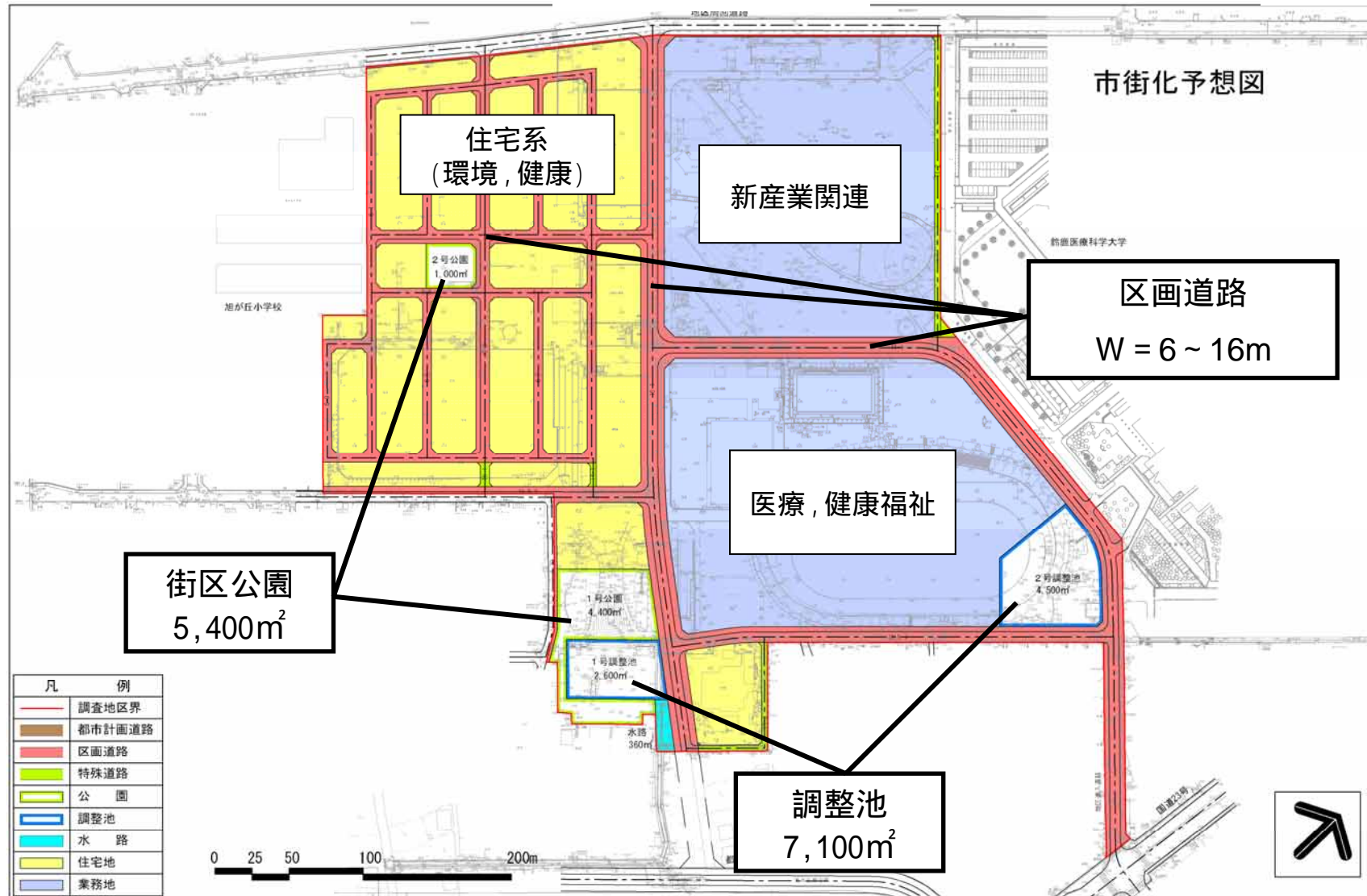
# 整備効果(広域避難地)



広域避難地の確保  
避難対象区域 1,010ha  
人口 約31,500人  
避難地面積  
0.74 1.99m<sup>2</sup>/人

避難困難区域の解消  
対象区域 765ha  
人口 約22,400人

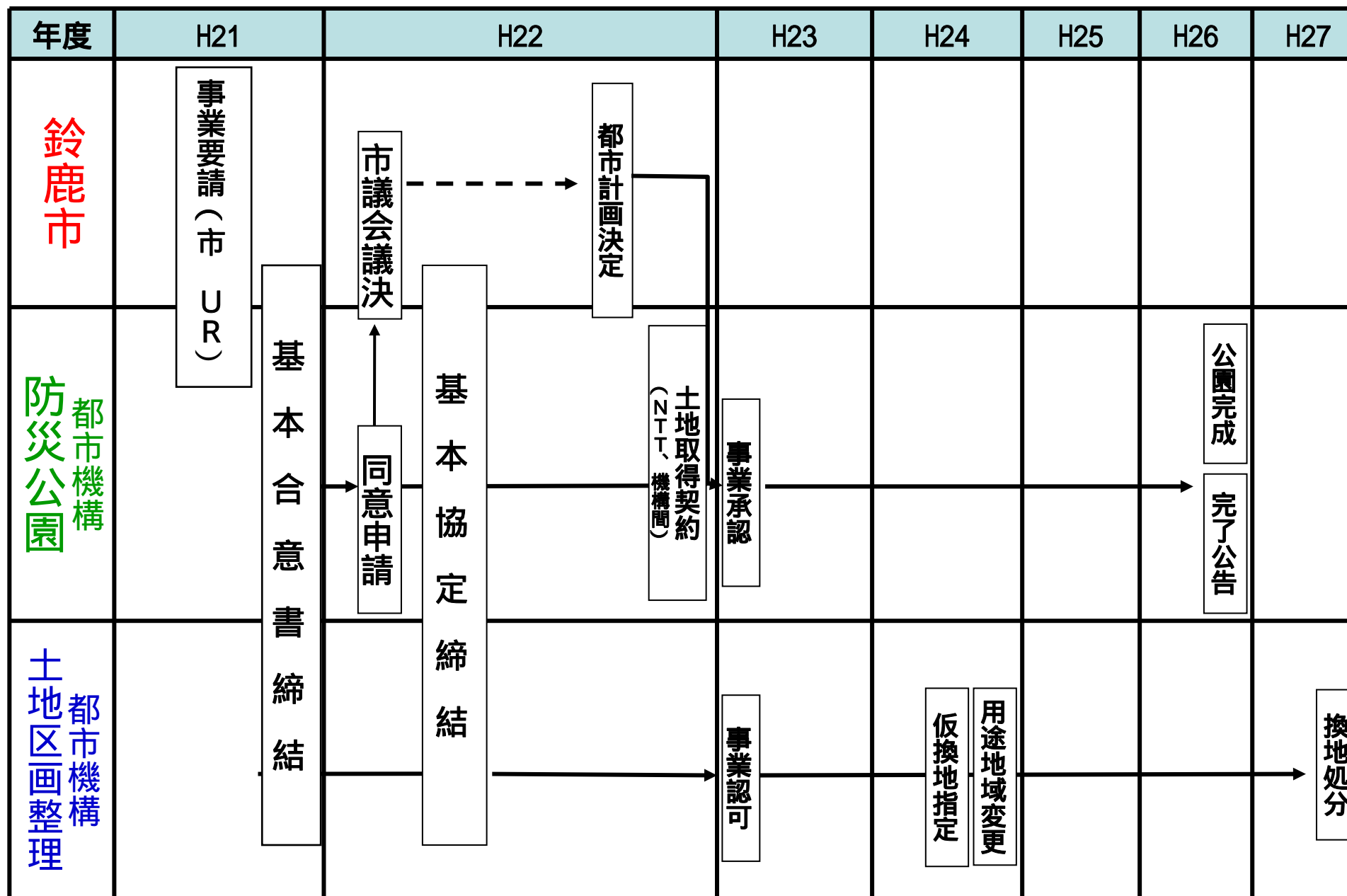
# 土地区画整理事業の概要



# 土地区画整理事業（土地利用計画）

施行前			施行後		
公共用地	道路	0.0ha	公共用地	道路	3.8ha
	公園	0.0ha		公園	0.5ha
	調整池・水路	0.0ha		調整池・水路	0.7ha
	計	0.0ha		計	5.1ha
宅地	宅地	17.6ha	宅地	宅地 (うち保留地)	12.5ha (7.3ha)
	計	17.6ha		計	12.5ha
合計		17.6ha	合計		17.6ha

# 予定スケジュール



# 事業実施基準への適合

## 政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因

政策的意義	<p>国家的プロジェクト (基準細則第1条第1項第1号イ)</p> <p>低未利用地の土地利用転換による都市機能高度化、既成市街地における拠点の形成 (基準細則第1条第1項第1号ロ)</p> <p>安全で安心して暮らせるまちづくり (基準細則第1条第1項第1号ニ)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 避難地の不足する当地区周辺地域について、防災公園の整備を行うことで、防災性の向上を図る事業である。</li><li>• 当地区は、都市再生プロジェクトとして位置づけられる「みえメディカルバレー構想」に基づき「競争力のある医療・健康・福祉産業の創出と集積」「医療サービス分野の高度化」等を図ることとされ、同構想を踏まえ策定された「NTT西日本鈴鹿研修センタ跡地土地利用転換計画」において、防災公園や医療・健康・福祉機能等を導入することとされている。</li><li>• 本事業は、このような政策課題等を踏まえ、地域の防災性の向上に加え、都市再生プロジェクトの一翼を担うとともに、大規模な低未利用地であるNTT西日本研修センター跡地において、区画道路や街区公園等の公共施設整備を行うことで研究機関等の受け皿となる用地を確保し、健康福祉拠点の形成や生活機能の導入を図る事業である。</li></ul>	適合
-------	--	----

# 事業実施基準への適合

## 政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因

<p>民間のみでは実施困難な要因</p>	<p>公的機関としての公共性(基準細則第1条第1項第2号ニ)に該当 施行権能に基づく事業執行(基準細則第1条第1項第2号ホ)に該当</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 土地利用転換計画実現のため、土地区画整理事業に併せて大規模な公共施設である防災公園の整備を行う必要があることから、機構が有する施行機能に基づき事業を行うことが合理的である。</li><li>• 三重県及び鈴鹿市は、「みえメディカルバレー構想」に沿った健康福祉拠点形成等のため、適切な民間誘導が必要となることから公的機関による事業実施を要望。なお、土地所有者であるNTT西日本も県市の政策に沿ったまちづくりへの協力を望んでおり、公的機関による事業実施を要望。</li></ul>	<p>適合</p>
----------------------	--	-----------



## 事業実施基準への適合

### 政策的意義及び民間のみでは実施困難な要因

地方公共団体の意向	鈴鹿市から防災公園の整備と土地区画整理事業の施行に係る要請を受領済。	適合
地権者等の意向	土地所有者であるNTT西日本から土地区画整理事業の要請を受領済。	適合

# 事業実施基準への適合

## 事業の採算性及び適切な民間誘導

### < 土地区画整理事業 >

<p>事業の採算性</p>	<p>事業実施に伴う想定キャッシュフローの正味現在価値及び事業収支はともに適正に確保されている。 * 公園部分は原価譲渡事業のため、以下は区画整理事業のみ</p> <table border="1" data-bbox="497 651 1906 874"> <tr> <td></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公表対象外</td> </tr> <tr> <td>収入</td> </tr> <tr> <td>支出</td> </tr> </table> <p>機構版NPV : 公表対象外 事業収支 : 公表対象外</p>		公表対象外	収入	支出	<p>適合</p>
	公表対象外					
収入						
支出						
<p>適切な民間誘導</p>	<p>保留地及び地権者換地は、土地利用転換計画等を踏まえて民間事業者等に譲渡(保留地は公募手続きを経て譲渡)される予定。</p>	<p>適合</p>				
<p>検証結果 適合</p>						

【 別 紙 4 】

(1) 再評価実施事業の対応方針

地 区 名	事業手法等	対応方針
大手町	土地区画整理事業	事業継続
千葉北部（公共下水道）	特定公共施設整備事業	事業継続
流山新市街地（公共下水道）	特定公共施設整備事業	事業継続
葛城・萱丸（公共下水道）	特定公共施設整備事業	事業継続

(2) 事後評価実施事業の対応方針

地 区 名	事業手法等	対応方針	
		今後の事後評価の必要性	
横浜北部新都市第一・第二	土地区画整理事業	今後の事後評価の必要性	無
		改善措置の必要性	無
薬院大通り西	市街地再開発事業	今後の事後評価の必要性	無
		改善措置の必要性	無

以 上